

2026年度予算編成にあたっての各団体・個人からの予算要望書

№	団体名	文書名	ページ
1	会派公明党	要望書	3
2	一般社団法人国立市医師会	おたふく風邪ワクチン予防接種単価要望書	4
3	国立市医師会小児科医会	文書名なし	5～6
4	国立市立国立第二中学校PTA	要望書	7～8
5	国立市立国立第四小学校PTA運営委員会	学習環境等に関する要望書	9～10
6	国立市私立幼稚園協会 国立市私立幼稚園PTA連合会	要望書	11
7	国立市立国立第三中学校PTA	教育環境改善要望書	12～19
8	多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク	令和8年度消費者行政予算に関する要望	20～21
9	一般社団法人国立市医師会	おたふく風邪ワクチン予防接種要望書	22
10	国立市学童保育連絡協議会	学童保育改善に関する要望書	23～35
11	東保育園保護者会 西保育園保護者会 なかよし保育園保護者会 公立三園保護者会連絡会	要望書	36～42
12	国立市立小・中学校長会	令和8年度予算に向けた適正で効率的な学校教育の推進と充実に関わる意見と要望	43～47
13	国立市立国立第二小学校PTA	施設設備などに関する要望書	48～49
14	国立市立国立第七小学校PTA	要望書	50～51
15	連合東京三多摩ブロック地域協議会 多摩中央地区協議会	働く者が安心して暮らせるまちづくりに関する要請書	52～70
16	国立市立国立第一小学校PTA	教育環境改善要望書	71～74
17	一般社団法人 北多摩建設業協会 国立市建設業協会	要望書	75～80
18	国立市立国立第八小学校八小父母と教師の会	施設改善要望書	81～82
19	国立・生活者ネットワーク	2026年度への予算提案	83～88
20	立憲民主党	令和8年度予算要望書	89～94
21	一般社団法人国立市医師会	令和7年度9月（シルバーウィーク）休日診療事業日程について	95
22	一般社団法人国立市医師会	高齢者肺炎球菌予防接種要望書	96
23	会派公明党	令和8年度予算編成に向けての会派要望書	97～101
24	日本共産党国立市機関	2026（令和8）年度国立市予算編成に対する要望書	102～107
25	国立市立国立第一中学校・同校PTA	国立市立国立第一中学校PTA校内施設改善等に関する要望書	108～110
26	会派公明党	物価高騰対策に対する要望書	111





国立市長 瀨崎真也 様

令和7年4月22日

会派公明党 幹事長 青木淳子
香西貴弘
山口智之

要望書

東京都の令和7年度予算には、市民の生活向上や安心安全に資する内容が都議会公明党の提案により、数多く盛り込まれた。

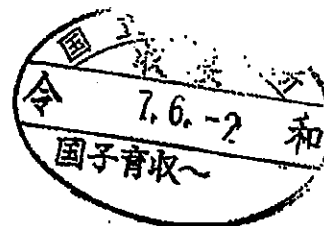
国立市においても都の補助金等を活用して実現せられることを要望する。

記

1. 暮らしの安全・安心の確保のため、東京都の防犯機器等購入緊急補助事業を活用し家庭の防犯機器などの購入を支援することを求める。
2. 国立駅のホームドア設置を早期実現するようJR東日本に要請することを求める。
3. 地域との連携などにより小学校の開門時間を早め、朝の居場所を作り「小学校1年生の朝の壁」の解消を求める。
4. 東京都公式アプリで付与される東京ポイントの還元先として「くにペイ」を選択できることを求める。また、その際には積極的に選択されるように独自のインセンティブ(プラスポイント)の検討とさらにスマートフォンを持たない高齢者の端末購入費補助も併せて求める。

以上

国立市市長
濱崎真也 殿



一般社団法人国立市医師会
会長 春日井 啓悦

おたふく風邪ワクチン予防接種単価要望書

日頃より、当医師会事業ならびに業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、今年度からおたふく風邪ワクチンの助成を決定して頂き有り難うございました。諸外国では2回必須となっていますが、我が国では公費接種ワクチンとなっておりません。市として、接種を推進していただく事で子供達の接種が進み、公費ワクチンとなる事を期待いたします。

流行性耳下腺炎 (mumps) は2~3週間の潜伏期を経て発症し、片側あるいは両側の唾液腺の腫脹を特徴とする感染症で、通常1~2週間で軽快します。合併症として10%に髄膜脳炎、思春期以降で罹患した場合20~30%に睾丸炎、卵巣炎、20000例に一例と少ないながら深刻な障害を残す難聴、肺炎などがあります。

現在、国立市のおたふく風邪ワクチン接種率は約75%、他の定期接種は、95~100%近いと聞き及びます。

おたふく風邪の基本再生産数 (R0) は、一般に4~7と推定されており、このR0は、1人の感染者が免疫を持たない集団において、平均して何人に感染させられるかを示すもので、感染力の指標になります。ここで集団免疫の閾値を計算すると、少なくとも80~85%以上の接種率がないと、集団免疫の効果は期待できないと考えられます。国立市の現状を考えますと、少なくともあと10%、出きれば定期接種と同様の9X%の接種を目指すべきと考えます。

おたふく風邪ワクチン接種料金は、市内で7000円前後であり、インフルエンザの接種費用の倍です。助成に関して調べたところ、特区 中央区4000円 世田谷区3000円 中野区4000円 目黒区3000円 荒川区3500円 都下でも八王子市4000円 稲城市3000円 瑞穂町3000円 三鷹市3000円となっており、1回あたり3000円程度で接種可能となっています。

しかし、国立市の助成金額は1000円X2回とインフルエンザワクチン助成と同額です。国立市では、政策として子育てに注力すると伺っておりますが、助成の金額によって接種する、しないに差が生じることが勘案されます。

国立市医師会として、是非、子供達に手厚い補助を頂けますよう、今一度助成金額の見直しをいただきたく強く要望申し上げます。



令和7年7月4日

国立市長 濱崎 真也 様

国立市医師会小児科医会一同

小児科医会は国立市医師会公衆衛生部の部内組織です。

市内の主に小児科医、内科医、学校医、担当理事と医師会長などが参加し月に一回 zoom にて会合・勉強会を開いています。

市内の感染症サーベイランスを行っており、患者様の診察時には参考にしております。

学校保健、保育園、乳児検診、について市役所の担当課（子育て支援課、教育委員会、保健センターなど）の方と zoom にて会合を持ち、実際に市役所の会合に参加するなど協力関係にあります。

さて予防接種薬料を市役所で支払うことについて要望いたします。

東京都内市部でも現在、公費予防接種において医療機関から発注、納入した薬剤に対して卸業者の支払いを自治体が行う仕組みが円滑に行われている市町村があります。

医療機関にて公費予防接種薬を卸業者に発注し、納入されます。卸業者に対して自治体が直接薬剤費を支払います。その後、医療機関は自治体に初診料、手数料などに対して支払われる接種費を請求するという方法です。

市は市内の予防接種薬をまとめて卸業者との値段交渉ができるので、現在より薬剤費を抑えることができます。また、煩雑な接種費用の計算が必要なくなります。

個別予防接種を行っている各医療機関は薬剤の種類と温度管理、煩雑な接種スケジュールに対応、予診票、母子手帳、カルテなどを参照し細心の注意を払って行っています。

加えて薬の納入費の値段交渉、不足した薬剤の手配など手間がかかり煩雑な仕事になっています。

この方法を導入することについての問題として、

医療機関に薬が納入されるために、薬に対する検品ができないこと

新たな事業として予算化し、議会での承認を得ることが必要であることを担当課から伝えられています。

予算については、現在の予防接種費用として計上した予算の範囲と考えます
薬の検品に関しては他市町村の現状を今後検討する予定です。

この方法で行っている市町村は多摩市、武蔵野市、青梅市、武蔵村山市、狛江市、あきる
野市、調布市。

そのほかの方法で市が依頼にかかわっている市町村は東大和市、福生市、町田市、稲城市と
子ども家庭支援センター担当職員から聞きました。

国立市でも施行可能であれば前向きにご検討いただけますようお願い申し上げます。

令和7（2025）年7月18日

国立市教育委員会
教育長 雨宮 和人様

国立市立第二中学校PTA
会長 日吉 友里奈

要望書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

私ども保護者は、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して学びを深めることができる学校環境の整備を何よりも願っております。このたび、本校に在籍する児童生徒の保護者を対象に、アンケートを実施いたしましたところ、多くの保護者より、安全面・衛生面・快適性に関する具体的な意見・要望が寄せられました。

つきましては、以下の内容について、施設・設備の改善をご検討賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

敬具

記

1. 校庭環境について

(1) スプリンクラーの設置

乾燥した日には砂埃が舞い、子ども達が目や喉を傷めてしまうことが懸念されます。昨年要望させていただいた際に、財政面に余裕がないことを回答いただいておりますが、健康への影響や近隣への配慮の観点からも、全自動式のスプリンクラー設置に向けた検討をお願い申し上げます。

(2) 常設日陰スペースの設置

近年の温暖化の影響により、夏場の酷暑は子ども達の健康に対して非常にリスクが高いものと考えております。体育や部活動では長時間直射日光にさらされることが多く、体調を崩す子どももいます。日常的に安心して活動できるよう、テントではない恒常的な日陰の確保は急務と考えております。常設日陰スペースの設置をご検討いただけますようお願いいたします。

2. プール・更衣室について

昨年も要望させていただき、調査を進めていただいたこと、感謝申し上げます。調査当時は問題のない状態であったとの回答をいただきまして、安心いたしました。一方で、水泳の授業や活動が、楽しみでありながらも不快な環境によって負担になっているという声を引き続き子どもたちから上がっています。具体的には、床のぬめりや藻、こもったにおいが気になり、更衣室の利用をためらう子もいる状況です。誰もが安心して着替えられるよう、清潔で衛生的な環境を実現するため、換気設備の強化及び更衣室のスノコ設置について要望させていただきますので、是非ご検討をお願いいたします。

3. トイレについて

(1)洋式トイレの増設・音姫の設置

洋式化については、計画的に推進いただいているものと理解しておりますが、まだ100%の洋式化は進んでいないものと捉えております。子どもたちが安心して利用できるトイレ環境は、学校生活の基本と考えており、昨年から引き続き要望させていただくものです。思春期の子どもたちにとって、使いやすく気兼ねなく利用できるトイレ環境は非常に大切です。必要な配慮として、ぜひ100%洋式化及び音姫の設置について、計画的に整備を進めていただければと存じます。

4. その他の施設・環境整備について

(1)教室内の設備整備（扇風機の修理、ロッカーの設置、室温管理）

夏場の暑さや荷物の収納など、日常の小さな不便が子どもたちの集中力や快適さに大きく影響しています。より良い学習環境のため、扇風機の修理、ロッカーの設置をお願いいたします。また、全ての教室で安定した空調の整備を進めるとともに、近年の温暖化に対応した早い時期からの空調の利用をお願いいたします。

(2)バリアフリー化（段差の解消・エレベーターの設置）

体に不自由を抱える子どもたちも、自信を持って学校生活を送れるよう、校内の段差の解消やエレベーターの設置など計画的なバリアフリー化を推進していただければと思います。

(3)部活動の荷物置き場の確保

重たい道具や水筒を抱えての登校は、子どもたちにとって大きな負担です。荷物を安全に保管できる場所の整備をご検討ください。

5. 通学路の安全対策について

(1)郵政大学校前の道路の歩道・自転車レーン整備

歩道が狭く、自転車や車との距離も近いため、登校中に危険を感じるとの声が多数寄せられています。特に雨天時は傘をさすと歩道に収まりきらず、車道にはみ出してしまうという指摘もありました。安全な通行のための整備を強くお願いいたします。

(2)通学路全体の環境整備

毛虫などの虫被害や、繁茂した草木による視界不良も懸念されています。こうした日常の小さな障害も、子どもたちの安全な通行を妨げる要因となっていますので、定期的な整備をお願いいたします。

どの要望も、保護者が子どもたちの健やかな成長と、安全な学校生活を何よりも願っているからこそ寄せられた声です。一つひとつの声に耳を傾けていただき、改善に向けた前向きなご対応をいただけましたら幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

令和7年7月24日

国立市教育委員会 御中

国立第四小学校 PTA 運営委員会
運営委員長 萩原 美幸
(公印省略)

学習環境等に関する要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

国立市教育委員会におかれましては、日頃より本校児童の学習環境の充実にご精力をいただき、保護者を代表して御礼を申し上げます。

さて、この度本会では、児童の学習環境をさらに充実させるべく、別紙のとおり要望をまとめました。貴会においてご検討の上、令和8年1月31日までにご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

提出者住所 国立市北2-29国立第四小学校内
国立第四小学校 PTA

代表者氏名 萩原 美幸

-要望書-

1. 校庭の遊具をもっと充実させてほしい。

(理由) 市の耐久性調査の結果、令和2年9月に滑り台が撤去され、以降、毎年要望として上がっています。新しい遊具が設置されることにより、子供たちが外遊びをする機会も増えるのではないかと思いますので、安全性の高い滑り台や、その他の遊具の設置について、引き続き要望いたします。

2. トイレにウォシュレットの設置を要望します。

(理由) キレイにおしりを拭けていないことがあり、下着を汚してしまうなど衛生面が心配なため。

3. 外構、植木の植栽を要望します。

(理由) 外構、植木が枯れているところがあり、校庭に入りやすい状況になっ

ているため、植栽をお願いいたします。

4. 校庭への避難放送を要望します。

(理由) 避難放送が校庭に流れないようになっているため、緊急時に校庭にも放送が流れるよう改善を希望いたします。

5. 屋外プールの屋内化、もしくは屋根の設置を希望します。

(理由) 猛暑日が増えて、水泳授業の実施可能日の減少が見込まれるため。

6. 更衣室にエアコン(冷房)の設置を希望します。

(理由) 扇風機はあるが、熱風でサウナのように暑くなってしまうため。

以上



2025年9月吉日

要 望 書

国立市長

濱崎 真也 様

国立市私立幼稚園協会会長

小澤 崇文

国立市私立幼稚園PTA連合会会長

大塚 郁

初秋の候、市長をはじめ関連機関の方々には、日頃より国立市私立幼稚園及び園児保護者に温かいご理解とご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。またこのような機会をいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

国立市私立幼稚園協会、国立市私立幼稚園PTA連合会では、子どもたちのより良い幼稚園生活を願い、下記の要望をいたします。

各要望の実現に向けて、ご検討及びご善処くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

補助金の増額、創設、及び拡充を要望いたします

- 1、幼児教育推進補助金について
- 2、入園料等補助金について
- 3、副食費補助制度について
- 4、預かり保育補助金について
- 5、自宅保育給付金について

以上

令和7年 9月 2日

国立市教育委員会 教育総務課長
齋藤 隼人殿

国立市立国立第三中学校
中央委員会 代表

環境改善委員会

教育環境改善要望書

日々、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より国立第三中学校生徒への教育活動に御尽力くださり、誠にありがとうございます。

さて、本校PTAでは、子供たちの学校生活をより豊かにさせたいとの思いから、会員全世帯を対象に教育環境に関するアンケートを実施し、それを元に学校長、副校長との話し合い、現場調査を行いました。その結果、下記の改善を要望いたします。

子供たちの教育環境を整備して、より充実した学校生活を送れるよう早期改善を求めます。

1.《急務》校庭用タンク式散水機の設置（添付資料①）

本校では、校庭の散水を目的として昭和64年に導入されたスプリンクラー（三光産業株式会社製 ZN-4WR型）を現在も使用しています。

しかし、導入から36年が経過し、老朽化・性能低下により以下のような支障が出ております。

- 散水範囲が偏り、グラウンドの一部が常に乾燥または過湿状態
- 散水に長時間を要し、教職員・部活動指導者の業務負担増
- 散水量の調整が難しく、水道代の高騰にもつながっている

これまで16年間もの長きにわたり市へ改善の要望を繰り返してまいりましたが、更新は見送られてきました。しかし、安全な教育環境と運動環境を整えるために、今年度こそは是が非でも更新が必要であると考えております。

■現行スプリンクラーの課題

項目	内容
製品名	三光産業(株)ZN-4WR型(昭和64年1月導入)
年数	約36年経過
主な問題点	散水範囲不均等、水量調整困難、砂埃の近隣への影響、劣化
校庭利用への影響	土埃の飛散、運動部活動中の怪我リスク、熱中症対策にも不十分
導入当時との環境差	地球温暖化・猛暑日の増加で散水の頻度・重要性が上昇

■提案する新設備(代替案)

項目	内容
製品名	minato works製:100V高圧灌水ポンプ+自立型制御盤+自動給水機能付き500Lタンク https://item.rakuten.co.jp/minatodenk/mt-0022986/
利用効果	労力軽減・時間短縮／グラウンド保湿性向上／熱中症リスク軽減
導入コスト	埋設型スプリンクラーに比べ大幅に安価
メンテナンス	部品交換・修理対応が容易、メーカーサポートあり
利用効果	労力軽減・時間短縮／グラウンド保湿性向上／熱中症リスク軽減
環境への配慮	無駄水削減／自動化による適量給水／節水効果

■買い替えのメリット

観点	現行機種	新機種(提案機種)	メリット
導入年数	36年経過	新品	信頼性の向上
節水効果	なし	自動制御で最適化	水道代削減
労力負担	散水範囲不均等のため、別途人力で対応	自動運転・据え置き型	教職員の負担軽減
安全性	散水ムラによる砂埃(近隣への影響有)	均等散水	転倒・怪我防止、熱中症対策

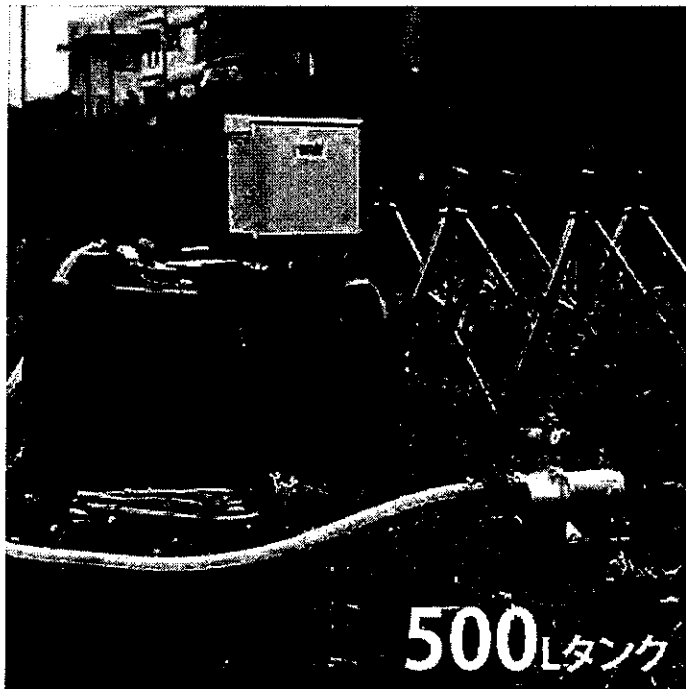
■お願い

近年の猛暑のなかでも校庭利用における安全性を確保し、教育環境及び運動環境を維持するためにも、散水設備の重要性はますます高まっております。

また、散水機改善の要望を開始した16年前以降、三中周辺地区の宅地化は急速に進行しており、近隣住宅への校庭砂塵・土埃害対策の観点からも、散水設備の改善は、急務となっております。

教育環境の質の向上と子どもたちの安全確保のため、さらには、近隣住宅への配慮の観点からも、本件の可及的速やかなる実現に向けて、ご検討いただき、**予算化・導入を強く要望**いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。



提案する新設備(代替案)

minato works製:100V高圧灌水ポンプ+自立型制御盤+自動給水機能付き500Lタンク

2. 理科室実験台の改修(添付資料②)

昨年度はガス漏れ箇所を修復していただき、ありがとうございました。

実験台は、未だに傷や劣化が多数見受けられます。

生徒が気持ち良く使えるよう、劣化箇所の改修を求めます。

3. 雨漏り水漏れ箇所の修復(添付資料③)

昨年度の要望と同様に、東西の屋上ドアの踊り場の天井に雨漏り箇所を確認しました。

蛍光灯に隣接している為、電気系統の二次被害も懸念されます。

また、4階1年生教室前の男子トイレでも雨漏りがあったそうです。

1階PTA室は2階トイレからの水漏れもありました。

令和8年には校舎外壁の改修工事を予定していますが、内壁の雨漏り水漏れが改善されるかは定かではありません。

引き続き本校と連携し、早急に改善いただくようお願い致します。

4. 校舎全てのトイレを洋式に

1階トイレはまだ和式のままのトイレがあり、体育のプールの時間の前には行列ができてしまうとの声がありました。近年では公共施設も洋式化が進んでおり、和式に慣れていない子供がほとんどです。

子供たちが気持ち良く使えるよう、**校舎全てのトイレの洋式化**を求めます。

5. 校舎西門前に横断歩道の設置

昨年度、本校PTAから同様の要望を提出させていただきました。

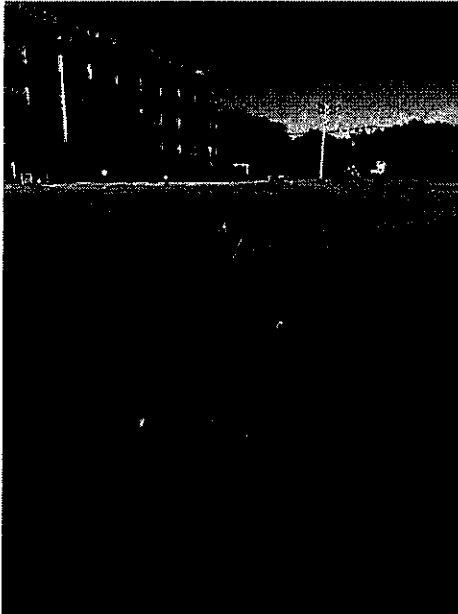
その後の市の対応及び進捗状況の開示を求めます。

※横断歩道が近くに無いので反対側に渡るには不便であり、危険な渡り方をしてしまう生徒が頻発しているとの声があった為。

以上

● 現状使用の散水機

- ・使用年数が部品の耐用年数を超えているのではないか、との不安がある
- ・高圧になる箇所が使用中に破損した場合には、重大な事故に繋がる懸念される

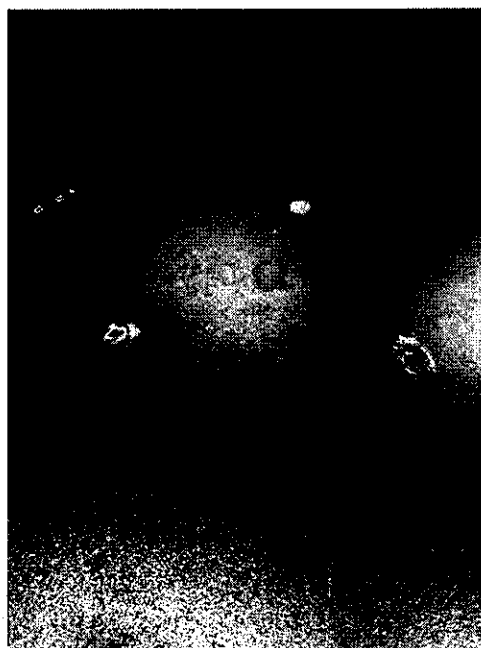
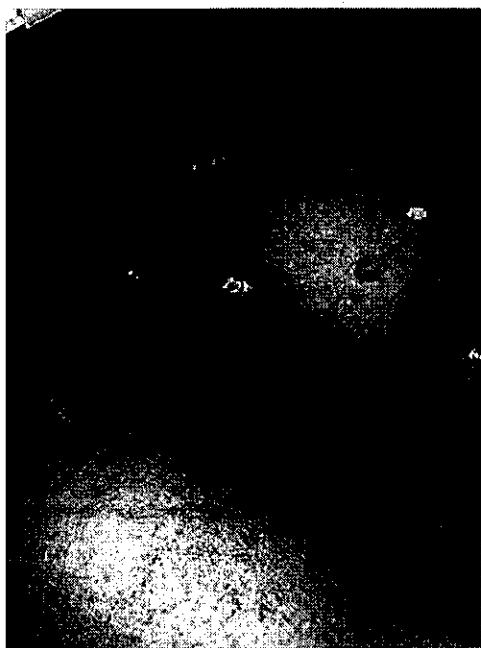
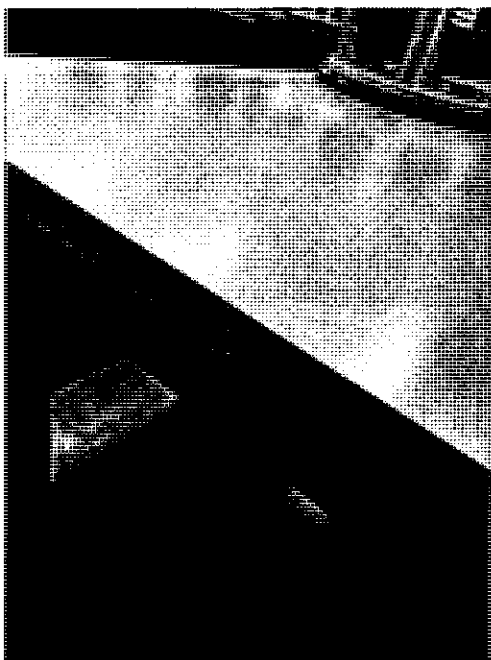


- ・散布範囲が限定的で、一度の稼働で必要な範囲をカバーできない(作業時間増大/労力過負荷)
- ・散布中に散水機周囲への水漏れが激しく、この後の校庭の使用に支障が生じている



● 現状使用の理科室の実験台

・天板の凹凸、側部表面の剥がれ等により、手指への棘刺さり、衣服のほつれ・破れ等の実害が発生している

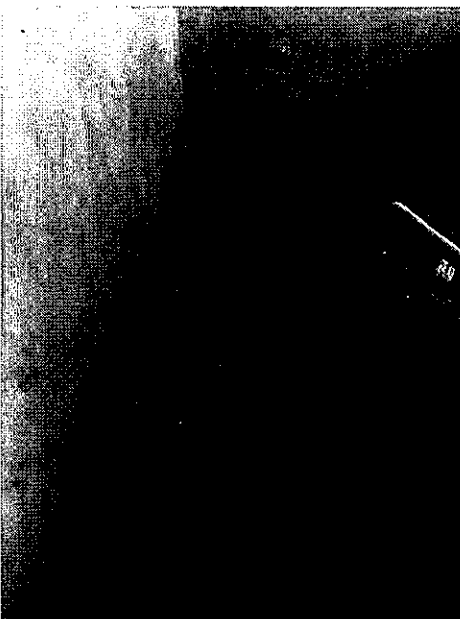


● 雨漏り箇所の実情

・屋上に向かう階段踊り場の天井の照明付近に雨漏りが伝わっており、漏電・腐食の懸念がある



・漏れて滴下した雨水が床面や階段の手摺部を侵食してしまっている



国立市長
濱崎 真也殿



2025年9月4日

多摩の暮らしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク

運営委員会
東京多摩公団住宅自治会協議会
東京都地域婦人団体連盟
東京都生活協同組合連合会
立川市消費者団体連絡会
西東京市消費者団体連絡会
多摩の大地
立川シティクラブ
事務局長

令和8年度消費者行政予算に関する要望

貴行政におかれましては、日頃より私ども多摩の暮らしを考えるコンシューマーズ・ネットワークに対しご支援・ご協力を賜りますこと、感謝申し上げます。

令和7年度に消費者の暮らしに影響を与えている令和6年夏から続く米不足は、1970年から2017年まで続いたコメ消費量の低下による減反政策の間に、生産者が高齢化しその生産人口も著しく減少したのが原因として挙げられています。加えて地球温暖化からくる気候変動（高温）による米の品質低下もその一因であると言われています。

気候変動は米生産者に限らず、多摩地域では当たり前に見ることのできる野菜・果樹・植木・畜産の生産者にとっても大きな問題となっていると考えられます。

消費生活を直撃する農産物の高騰や地元生産者の減少については、国、東京都、JAとも連携を取って農地維持、生産者補助等に取り組み良好な環境保持に行政組織一丸となって取り組まれるようお願いいたします。

消費者の暮らしは車両燃料の二重課税からくる物流費高騰も一因となる物価上昇、健康保険料の値上げや介護保険料の増額、年金支給額の減額、遺族年金の期限切りなど、様々な仕組みによって締め付けられています。

また成人年齢引き下げから2年が経ちましたが未だ若年層への教育は十分とはいえず、デジタル社会の普及によりインターネットを通じた詐欺をはじめ、様々な悪質商法が横行し、老若問わず被害を受けくらしの安全が脅かされています。

消費者基本法では消費者団体は「消費生活の安定向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めること」とあり、「消費者の権利の尊重・自立の支援を消費者政策の基本理念」と位置付けています。さらに東京都消費生活条例では「都は、都民が消費者の権利を確立し、消費生活の安定と向上を図るため自主的に推進する組織及び調査、研究、学習等の活動に対して、必要な援助及び協力を行うよう努めなければならない」と規定しています。

先に述べたような社会情勢の中で持続可能な未来へ向かう消費生活のあり方の学習、提案等は消費者団体の役割と考えています。そうした活動を尊重し支援をしてください。

以上を勘案し消費者の暮らしの向上と安定を確保するために、令和8年度の予算編成にあたりましては下記の要望事項をご賢察の上、実現をお図りいただきますようお願いいたします。

要望事項

- 1、暮らしの中で、正しい選択ができる自立した消費者を育て、消費者市民社会を実現するために消費者啓発・消費者教育・消費者活動支援・情報提供をより充実させてください。
- 2、消費者団体を育成し協働を進め、くらしの様々な課題への自主的な取り組みを支援してください。
- 3、多様化・複雑化している消費者トラブルへの対応を強化し、被害を予防するため、消費者相談を充実させてください。
- 4、施策に市民の声を反映させるために懇談会・協議会とともに、消費者活動、消費生活展などの予算を充実させてください。
- 5、東京都多摩消費生活センターの機能のひとつに「市町村消費者行政支援」があります。これは「市町村との緊密な連携、市町村との共催講座でのノウハウの共有、効果的な教育につながるコーディネート機能の充実、市町村の取組を横断的に提供する」といった役割とされています。貴行政にあっては東京都と連携しつつ、地域特性に沿った支援を得るよう工夫してください。

国立市市長

濱崎 真也 殿



一般社団法人国立市医師会
会 長 春日井 啓悦

おたふく風邪ワクチン予防接種要望書

日頃より、当医師会事業ならびに業務にご協力いただき誠にありがとうございます。また、市民の健康増進に多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度国立市において、未就学児を対象とした「おたふく風邪ワクチン」の医療助成制度が10月から開始されることとなり、市民・医療機関ともに大変心強く受け止めております。

しかしながら、現在全国的にワクチンの供給が不安定な状況が続いており、助成開始時期に接種を希望しても、ワクチン不足のため接種できない児童が相当発生することが懸念されます。このため、本年度の対象者（未就学児）が、やむを得ず接種できずに小学校へ就学した場合でも、引続き助成の対象として取り扱っていただけるようご配慮を賜りたくここに要望申し上げます。

本措置により、対象児童とその保護者が安心して接種機会を得られるとともに、ワクチン政策の公平性と一貫性が担保されるものと考えます。何卒、事情をご高察の上、前向きな検討をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年9月15日

国立市長 濱崎 真也 殿

国立市学童保育連絡協議会

会長 深沢 崇

学童保育改善に関する要望書

国立市におかれましては平素より学童保育事業、保育支援施策の充実にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

学童保育連絡協議会では、これまで、子どものより良い環境づくりのため定期的に会議を開催し、議論を重ねています。つきましては、より良い学童保育の運営及び環境整備について、以下のとおり要望します。

お忙しい中、お手数ではございますが、回答を作成いただき、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

要望事項

【共通要望事項】

1. 安全対策・防犯強化の要望

多くの保護者から、通学・降所時の安全確保に関する強い要望が寄せられました。特に以下の点が挙げられています。

学童から学校までの通路が狭く、ガードレールがなく交通量も多いため、歩道整備や交通

規制の導入など安全対策を求める声が多数。

冬季の降所時の暗さや不審者情報に対する不安から、街灯や防犯カメラの増設を希望。

学童周辺の交差点でスピードを出す車両が多く、見守り体制の強化や地域住民への安全啓発の必要性も指摘されています。

一部では、見守り活動への市民参加や、警察による定期的な巡回も望まれています。

2. 開所時間および運営体制の改善

共働き家庭の増加に伴い、学童の運営時間の見直しや運営面の柔軟性向上が求められています。

土曜日や振替休日、長期休暇中の開所時間を 8 時ではなく、平日と同様の時間帯にしてほしいという要望が多数。

学校と同様に「すぐーる」などの ICT ツールを用いた欠席・遅刻・お迎え連絡を可能にしてほしいとの声が強く、現行の紙や電話連絡では不便であるとの指摘がありました。

入退室の記録をデジタルで管理するシステムの導入を希望する意見も見られました。

保護者の就労形態に対応した柔軟な開所時間・連絡手段の導入が急務と考えられます。

3. 職員の体制・対応への改善要望

学童職員の対応や体制についても、多くの懸念が挙げられています。

高圧的な態度や呼び捨てなど、言葉遣いや接し方に対する不満が一部で見られ、子ども自身が不快に感じているという声もあります。

職員数の不足により、個別対応や配慮が難しい状況があり、特に障害のある子どもへの支援が行き届いていないという指摘がありました。

職員の待遇が不安定で、せっかく子どもとの信頼関係が築かれても、毎年入れ替わってしまう状況への不満も大きいです。

継続的な研修や待遇改善による定着率の向上と、子どもへのより丁寧な対応が求められています。

4. おやつ・昼食に関する要望

おやつ・昼食提供については、健康面や運営面の課題が挙げられています。

アイスなど冷たいおやつを提供頻度が多く、健康への影響（腹痛・虫歯等）を心配する声が複数。

おやつの内容を、子どもたちのニーズや健康面に配慮したものにしてほしいという要望。夏季や長期休暇中の昼食提供の継続・拡大を望む声も多数。給食センター等の設備を活用したサービスの提供が期待されています。

また、おやつ代については現在保護者が手渡して集金していますが、これは負担が大きく、他市のように市が保育料と一括で引き落とす仕組みにしてほしいという要望が強く出ています。

5. 学童施設・環境の改善

学童の物理的環境に関する要望も多く見られました。

利用児童数に対して学童が狭く、遊びや学習の場が十分に確保されていないという声が多く寄せられています。

体育館や学童室のエアコン未設置による夏場の暑さへの懸念が強く、熱中症対策として冷暖房設備の早急な整備が望まれています。

特に低学年児の移動負担を軽減するため、小学校敷地内または近隣への学童併設を希望する意見も多数見られました。

6. 保護者の負担軽減と行政主導の取り組み希望

保護者が担っている運営・要望集約の業務負担の大きさが課題として浮き彫りになっています。

要望書の作成や集金業務の負担が保護者に偏っており、「仕事として休日の夜に活動することの是非」や「家族との時間の確保」とのバランスが難しいという声が多く聞かれました。

他市では行政が直接アンケートを実施し改善を行っている事例もあり、本市でも同様の対応を求める声が強いです。

市長や担当職員に一度現場の声を直接聞いてもらいたいという要望もあり、対話の機会の創出が求められています。

【各学童保育所個別要望事項】

五十音順

北学童保育所保護者会からの要望事項

アンケート結果

Q1.土曜日、学校指定の振替休日、長期休暇中の開所時間は8時30分となっています。延長保育を利用すると8時からになります。より早い時間帯からの利用を希望されますか。(34名の回答)

- 希望しない・・・38.2%
- 利用していない・・・20.6%
- どちらともいえない・・・17.6%
- どちらといえば早い時間を希望する・・・11.8%

Q2.学童からの降所時に不安に感じることはありますか。複数回答可。(34名の回答)

- 不審者が心配・・・20名
- 特にない・・・12名
- 交通量が多い・・・9名
- 防犯カメラがない・・・7名
- 不安な場所がある・・・3名
- 暗い道が多い・・・2名

自由記述

運営面について

- 子供の入退室の状況がわかるシステム(タイムスタンプやカードなど)導入してほしい。また、紙の連絡帳ではなくアプリを導入してほしい。
- 出欠を学校のようにアプリやメールで対応してほしい。電話できないタイミングが多く連絡できないことがある。
- 働いている親の子供を預ける場所なので、カレンダー通り休みがあるのはおかし

い。日曜日でも働いている親はいるはずなので改善してほしい。

施設、備品について

- 学童にある備品が全体的に古く、更新が必要かと思えます。また、人数の割に建物が狭く感じます。
- 遊び道具を新しくして数を増やしてほしい。折り紙の本なども増やしてもらいたい。

指導員、教育について

- 指導員の質の向上を望みます。
- 複数年時の子供が在籍する学童保育において、下の子に対する道徳的考え方を教える教育もやって欲しい。

昼食やおやつについて

- 他市(八王子市)で実施されているように、長期休暇中に給食の提供をしてほしい。カムカムキッチンという新しい給食施設を建てたのだから、長期休暇中に施設を眠らせておくのではなく、市民のために最大限活用してほしい。
- 1人のおやつ代が高い。兄弟分となると、同じ金額を取られるのは厳しい。保育料のように2人目割引がほしい。
- おやつはとてもありがたいが、添加物なども気にしていただけると更にうれしいです。

中央学童保育所保護者会からの要望事項

1. エアコン設置及び第五小学校敷地内又は近隣への学童施設併設について

近年の異常な暑さを受け、熱中症特別警戒アラートが新たに創設されるなど過去に例のない危険な暑さが予測され、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがあるとされています。そのような状況下にかかわらず、保護者へのアンケート結果のとおり、現在の中央学童保育所施設はエアコンが設置されておらず、児童及び学童スタッフの双方にとって極めて危険な状態であると言えます。教育予算の投入・学校施設等の即時の改善を強く要望いたします。

また、中央学童においては、立地上、低学年児のみで学校から学童へ長距離を移動しな

ければならず、また、学校学童の教室確保の困難や、学童保育室の抜本的な解決策として、長期的な視点に立ち、学校併設あるいは隣接の学童施設設置を要望します。

現在、学校の更新にあたってのグランドデザインを示す国立市学校施設整備基本方針の見直しをされているところかと存じます。給食センター跡地をはじめとした第五小学校敷地内・近隣の土地を学童保育所の用地としてご活用いただきたく、お願い申し上げます。

▶ 主な要望内容（自由記述より）

- 「エアコンのない部屋での活動は、子ども・職員の安全が守られない」
- 「狭い空間で遊び・学習・休息すべてが行われており、落ち着かない」
- 「プレハブでもよいので、学校敷地内など安全な場所への設置を」
- 「子どもの数に対して明らかに手薄な職員数」
- 「予算を適切に使って人員・待遇の充実を」

▶ アンケート結果より

「中央学童の保育スペースは十分だと思いますか。」

- 十分である／おおむね足りている：26%
- やや不足している／不足している：74%

「中央学童のスタッフ・リーダーの配置人数は十分だと思いますか。」

- 十分である／おおむね足りている：16%
- やや不足している／不足している：84%

2. 補食費の集金方法について

現在、補食費（おやつ代）は育成料とは別として保護者が集金をしています。現金での集金、学童スタッフへの委託作業が発生しており、保護者及び学童側の負担が高くなっています。武蔵野市では、おやつ代（月額 1,800 円相当）は市の徴収事業に変わりました。育成料と一括して市でおやつ代を徴収いただきたく要望します。

▶ 保護者アンケートより

- 「おやつ代や行事費を保護者会で集金するのは手間がかかり、管理負担も大きい」
- 「振込対応が難しく支払いが滞ることがある」
- 「保育料と一括で市が集金してほしい」

3. 欠席連絡の ICT ツール導入について

学童職員及び保護者の負担軽減のため、小学校の欠席連絡と同様に「すぐーる」等の ICT ツール導入を検討ください。

また、令和 6 年度の回答では、他市事例等を含めて導入について研究しているとのことでしたが、現状をお知らせください。

▶ 主な要望内容

- 「ノートによる欠席連絡は非効率で、書き間違いもある」
- 「学校との連携により、欠席情報共有を ICT で行える仕組みを」
- 「ICT 導入により、職員・保護者双方の負担が大幅に減る」

▶ アンケート結果より

「現在、学童の欠席連絡は学童ノートへの記載、または当日に電話連絡をすることになっています。「すぐーる」等の ICT ツールによる欠席連絡を希望しますか。」

- 希望する／どちらかと言えば希望する：100%
- どちらかと言えば希望しない／希望しない：0%

4. 土曜日、学校指定の振替休日、長期休暇中の開所時間について

共働き世帯の割合は約 7 割に達しており、土曜日や長期休暇中の学童保育の運営は今や必須のものと云えます。出社帰りの傾向もあり、延長保育を利用して朝 8 時からの開所では不都合が出る世帯が存在します。より早い時間帯からの開所をご検討願います。

▶ 主な要望内容

- 「17:15 まで勤務のため 17 時閉所では迎えが間に合わない」
- 「高齢の家族に頼らざるを得ない現状がある」

▶ アンケート結果より

「土曜日、学校指定の振替休日、長期休暇中の開所時間は 8:30 となっています（ただし、延長保育を利用すると 8:00 から）。より早い時間帯からの利用を希望しますか。」

- もっと早い時間を希望する／どちらかと言えば早い時間を希望する：41%
- どちらとも言えない：13%

- どちらかと言えば希望しない／希望しない／利用していない：48%

5. 長期休暇中の昼食提供サービスについて

夏季休暇中の昼食提供について、希望者が6割を超えているため、引き続き昼食提供サービスの実施を継続いただきたく要望します。

また、夏季休暇以外の長期休暇についても以下のとおり希望が出ています。拡大をご検討ください。

▶アンケート結果より

「夏季休暇中、昼食サービスを利用される予定はありますか。」

- 積極的に利用したい／利用したい：64%
- それほど利用しない／利用しない：36%

「夏季休暇以外の昼食発注を希望しますか。」

- 希望する／どちらかと言えば希望する：72%
- どちらかと言えば希望しない／希望しない：28%

西学童保育所保護者会からの要望事項

1. 安全対策・防犯に関する要望

- 学校から学童までの道が危ないという意見が多くありました。

狭い道、ガードレールなし、交通量が多いなどの意見があったので、学童から小学校までの道にガードレールなど安全対策をしていただきたいです。

- 不審者への不安、退所時間に街灯が少ないため暗い、防犯カメラの少なさを訴える意見がありました。

通学路の街灯・および、設置していない道の防犯カメラの設置を要望します。

- 特に冬の暗い時間帯に降所時にリーダーが立っていてくれると安心という意見や学童手前の十字路で一時停止をせずにスピードを出す車が散見されたという意見がありました。

下校が多い時間帯で、可能な範囲での学童職員の見送りや市民の安全意識の啓発を希望し

ます。

2. 開所時間・欠席連絡など運営面の改善希望

- 欠席連絡を「すぐーる」でできるようにしてほしい（電話やノートではなく）
- 土曜日や振替休日も8時から開所してほしい
- 夏の暑い時期は早めに到着した児童を屋内に入れてほしい
- 降所時間を平日と同様にしてほしい

といった意見がありました。学校と同様に欠席連絡を「すぐーる」で行えるようにすることを要望します。

3. 職員対応・人員体制への意見

- 職員の言葉遣いや態度に対する懸念（呼び捨て、高圧的な対応など）
- 怒ってばかりのリーダーが嫌だという子どもの声
- 職員の増員や待遇改善の希望
- 声かけや指導方法の工夫を求める意見

以上の意見がありました。すでに行われていると思いますが、一層の職員の意識の向上を目指した研修や学童職員間でも声をかけ合うなど改善することを望みます。

4. おやつ・昼食に関する要望

- アイスが多くて夜にお腹が冷える、虫歯が心配
- 冷たくないおやつや虫歯になりにくいものを希望
- おやつ代の行政による引き落とし希望
- 長期休みのお昼提供日を増やしてほしい
- おやつの内容や量についての疑問
- おやつ代から始業式・終業式の弁当代が出るが、食べない家庭に不公平感が出てしまうので、おやつ代から出さずに食べる家庭のみ弁当代を請求したほうが良い。

おやつを選定に関しては各学童の実態や児童の要望に合ったものを希望します。

また、おやつ代は現在3か月ごとに保護者が学童職員に手渡しをすることになっています

が、迎えに行かない保護者はわざわざ学童に行く必要があります。また、学童職員にとってもばらばらに来るお金を何度も入金をしに行く必要があります、負担になっています。あきる野市では、今年度より市が「学童利用料」とともに引き落としになりました。おやつのはじめの起こりが、保護者からの要望でこのような集金方法になっていますが、慣例化している今、保育料とともに行政が引き落とす仕組みを整えるように要望します。

5. 学童施設・環境に関する意見

- 西学童の広さが不十分、体育館のエアコン整備希望
- すし詰め状態で自由に活動できないという声
- 学校内学童の設置希望（特に低学年）

8小で使っている部屋が、小学校の授業でも利用するため、低学年が使えないことは学童職員から拝聴しました。他に空き教室がある、今後出てくれば、低学年が西児童館まで移動せずに済むように配慮していただきたいです。

体育館は学童通所児童の他、児童館利用の乳幼児から高校生まで使用しています。暑さが尋常ではない今、体育館の冷（暖）房設置を希望します。

6. その他の意見・要望

- 宿題をやる時間を設けてほしい
- 災害時の連絡・対応について確認したい

という意見がありました。災害時の連絡は「すぐーる」で行われていますが、地震があった時の迎えなど、対応のさらなる周知を要望します。

- 行政がアンケートを直接実施して改善を図ってほしい

近隣の市では「利用者アンケート」として、行政が利用者にアンケートを行い、改善しています。学童利用者の保護者会があり、毎年20名前後、各学童から役員が選出されています。希望ではなく、当たってしまったからやらざるを得ないと思い、休日に集まっている現状です。子どもの権利について先日国立市でも条例が出ましたが、子供を養育する共働き家庭の親へのサポートを希望します。おやつ代の集金とともに、この要望書をまとめる代わりにアンケートを行政主導で行っていただければ、少なくとも「要望書の係」ひいては「保護者会」の存在も必要なくなります。近隣の市では保護者会がない所も増えていま

す。

要望書をまとめるために、各学童から数名が年に8回程度土曜日の夜集まっています。家族との時間を減らしてまで行う必要があるのかと少しずつ仕事内容は減っていますが、要望書をまとめるという大きな仕事は、今後も各学童の保護者にのしかかっています。市長をはじめ、市職員の中にも共働き世帯の方は多くいらっしゃると思うので、ぜひ自分事ととらえて、検討をお願いいたします。

市の様々な集まりに足を運んでいらっしゃる市長の姿を何度か拝見しています。可能であれば、話し合いの場に一度足を運んでいただきたいと思います。

東学童保育所保護者会からの要望事項

1. 安全な通所環境の整備について

<交通量の多い通学路の安全対策に関して>

三小通りの細い道は、道幅が狭いのに一方通行ではない中で、交通量も多くスピードを出している車が多い状況です。登校時はスクールゾーンとなり、見守りなど対策が講じられておりますが、下校時はなく危険な状況です。登下校時間における一方通行への交通規制など対策をご検討をお願いいたします。

<防犯カメラの増設及び見守りに関して>

不審者情報が「すぐーる」経由で小学校、学童ともに連絡が入り、降所時の不安を感じている保護者が多数います。平成28年度から各校につき5台の監視カメラを導入していただいておりますが、その設置所を確認しましたところ、国立第一中学校の裏側や角にも監視カメラがあってほしいと思います。通学路である東学童から国立市立第三小学校を回って帰宅すると非常に遠回りになるため、国立第一中学校裏(南側)を経由し国立高校との間の道路で帰宅する児童は一定数います。昨年度も同様の要望を提出しておりますが、今一度現状をご確認いただき、監視カメラ増設や警察による定期的な見守りなど対策のご検討をお願いいたします。

2. 保育時間の変更

土曜日、学校指定の振替休日、長期休暇中の開所時刻は8時30分となっています。8時

30分より前に学童に1分でも前に到着する場合、延長保育を利用申請が必要となります。一方、通常登校する場合（長期休暇でない期間）には8時15分～25分に到着するように小学校から指導があります。そのため、長期休暇中に同じ時間に登校させる場合には延長保育利用申請を提出する必要があるとあり、各家庭へ負担が発生している状況です。開所時刻を小学校の開門時刻である8時15分へ変更することについてご検討頂きたくお願いいたします。

南学童保育所保護者会からの要望事項

1. 開所時間や欠席連絡・設備等 運営面の改善について

- 出欠遅刻の連絡を学校と同様に「すぐる」でできるようにしていただきたい。
- 怪我や子供同士のトラブルなどありましたら、必ずご連絡いただきたい。
- 学校指定の振替休日や土曜日、長期休暇になったとしても、保護者の就労時間がその間だけ短くなるわけではないため、保育可能時間も学校と同様8時からとしていただきたい。
- 学童が狭すぎる。行政は決められた基準に従っているから問題ないという回答をいつもしてくるが、その基準がおかしいという話なのです。「子供は宝」と認識しているのであれば対応すべきです。また、学童の支援員さんの待遇、雇用条件が不安定すぎます。子供のことをよく知っている方々であっても毎年入れ替え制のようになくなってしまう。子供たちがどういうことが好きで何が苦手な、子供たちの関係はどうなっているのか等支援員さんに知っていてほしいと思います。せっかくそうしたことがわかっていても毎年入れ替えです。支援員さんが長く子供たちを見守ることのできる環境になるようにしていただきたい。

2. 安全対策・防犯について

- 交通量が多く狭い道にもかかわらず、ガードレールや歩道が整備されていないところがある為、安全対策をしていただきたい。
- 暗い道が多いため、街灯・防犯カメラの整備等の不審者対策をしていただきたい。

3. 障害のある子供への配慮について

現在学校でも様々な形で障害や困りごとを抱える子供たちへの配慮が進められています。現在の学童では子供の人数も多く、それに対して職員の数は少なく、また複数の事情から

障害のある子供への配慮が難しい状況だと考えています。学童にて障害のある子供への配慮ができるようになることを希望します。

矢川学童保育所保護者会からの要望事項

現在、学童との連絡手段はノートか電話を使用しています。今後は欠席、お迎えの時間変更等連絡を「すぐーる」でできるようにしてほしいです。

以上



令和7年9月30日

国立市長 濱崎 真也 殿

東保育園保護者会会長 大塚 みなみ
西保育園保護者会会長 山崎 美奈子
なかよし保育園保護者会会長 篠岡 三紗子
公立三園保護者会連絡会会長 小川 祐子
(押印省略)

要望書

平素より、保育行政の発展にご尽力いただき誠にありがとうございます。
この度、公立三園保護者会では、本年8月に全保護者にアンケートを実施し、保護者の声を集めてまいりました。
その結果を踏まえ、市に対し以下の要望をさせて頂きたくお願い申し上げます。
資料としてアンケート結果の一部を別添にて開示いたしますので、併せてご確認頂けますと幸いです。

いずれも保護者の生活、何よりかけがえのない子どもの健康福祉に関わる内容ですので、真摯にご検討頂きたくお願い申し上げます。

* * *

財政状況の悪化を理由に実現は難しいとされてきた要望内容や、継続的に挙がる要望につきましては、課題解決への具体的なご検討内容をお示しいただきたくお願い申し上げます。

1 保育の様子について

アンケートにおいて全体の約9割の保護者が、保育の様子及び職員の対応について「良い」と回答しており、日頃より子どもたちの保育にご尽力いただき心より感謝申し上げます。

一方で各園のアンケート自由記述において改善を求める声も上がっておりました。

中長期的な取り組みが必要なものもございますが、短期的に解決できるものもございますので実施をご検討ください。

(1) なかよし保育園

なかよし保育園において、保育の様子が「伝わっていない」との回答が2割弱あり、他園よりも高い割合となっています。その理由として、以下の意見が寄せられています。

- ア ノートの記載が必要最低限で、掲示板ではクラス全体の様子しか分からない
- イ 日中の様子が文章のみであり、写真などの視覚的情報があると理解しやすい
- ウ 幼児クラスでは担任からの記載が減少し、保育の視点を伝える機会が不足している

以上を踏まえ、保護者と園とのより円滑な情報共有のために、ICTシステムの導入を検討いただきたいと要望いたします。

また職員の対応について、昨年度に引き続き「子どもに対して高圧的」などの指摘があり、今年度も不安を抱える保護者がいます。

具体的には以下のような意見が寄せられています。

- エ 子どもに対する高圧的な態度や、トラブルへの対応が不十分である
- オ 担任同士での情報共有が不足している
- カ 園児への対応が雑で、子どもが戸惑う場面がある
- キ 保護者への説明が昔の主流に偏った考えに基づいている
- ク 子どもの「できないこと」や「だめなこと」を強調される
- ケ 職員の研修充実や専門家の配置を望む声がある
- コ 受け入れ・引き取り時の支度ルールが柔軟でなく違和感がある

以上を踏まえ、子ども一人ひとりの個性を尊重し、時代の流れに沿った柔軟なインクルーシブ保育を実現いただけるよう要望いたします。

(2) 西保育園

ア 保育の様子について

連絡帳の記載が必要時のみであり、担任の先生が不在で会話する時間がない場合、園での様子が十分に伝わらないため、連絡帳の電子化等を行い職員の方も記載しやすい環境を作り保育の様子について共有できるようにしてほしい

イ 職員の対応について

- (ア) 送迎時の公道での駐車について厳しく指導警告してほしい
- (イ) 職員間での園ルールが統一されていないことがあり困惑してしまう
- (ウ) 連絡帳の入れ間違いが多いため管理を徹底してほしい
- (エ) 一部高圧的な態度の職員がいるため態度や言葉遣いについて配慮してほしい

(3) 東保育園

東保育園としては下記に対しては特に対応改善を願います。

- ア 園児に対して怒鳴る等の高圧的な接し方
- イ 連絡ノートや持ち物の入れ違い
- ウ 家庭への連絡や記載内容が職員により差が極端であること
- エ 保護者とも信頼関係が築けるような態度

さらにアンケートの自由記述回答において以下のような改善を求める声も挙がっております。

- ア 野外の公園やお散歩をもう少し増やしてほしい
- イ 普段の様子は文字だけでなく写真等でもあるとわかりやすい
- ウ 人間関係やひとりひとりの様子をもっと知りたい
- エ 色々なことが職員間で共有されていないことが多い
- オ しきりに保育園を休ませるように言われる。育休中や通院等でも預けさせてほしい
- カ 怪我やトラブルは担任から詳細を知らせてほしい
- キ 連絡帳はアプリを希望したい

2 虫よけ対策について

日頃より各園において虫除け対策を施していただき感謝申し上げます。
昨年度の市から回答を受けてもなお、アンケートにおいて全体の6割強の保護者が追加して虫よけスプレーの直接塗布を希望しておりますのでご検討願います。

3 寝具の運用について

寝具の運用については、約7割の保護者が改善を希望しております。
最も改善を求められていることは、三園共通しており

ア カバー着脱の負荷の軽減

で、各7割を超えています。

また、妊娠している方や月齢の低い子どもを抱っこしながらの対応は負担が大きいことから

イ 収納棚からの出し入れ方法の改善

について全体の6割強の方が希望しています。

さらに、園が指定するサイズのカバーが市販で購入しづらい等という理由から

ウ 園指定のカバーの調達(購入・作成)にも手間がかかる

という声も全体で約6割を占めており、改善を希望しています。

子どもたちが毎日使うものですので、安心して使用でき、また保護者にとっても負担を抑えたかたちで園生活の準備を行えるよう改善の検討をお願いいたします。

4 防犯・安全対策について

(1) なかよし保育園

現状の防犯・安全対策について、以下の懸念点がございます。

- ア 大雨時に玄関前が冠水し、足元の環境が悪く、怪我や事故の恐れがある
- イ 施設の劣化により、怪我や事故の恐れがある
 - ※床や柵のトゲが子供に刺さるといった怪我也発生している
- ウ 玄関ガラスや出入口の強度が不十分で、防犯上の懸念がある
- エ 暗証番号施錠の運用が不十分で、不審者侵入の恐れがある
- オ 外門がないため、道路への園児の飛び出しリスクが存在する

つきましては、防犯・安全対策の強化として以下を要望します。

- ア 玄関前の排水改善対策の実施
- イ 施設の修繕箇所の確認及びその修繕の実施
- ウ 強化ガラスの導入や外門の設置等、玄関の防犯対策の強化
- エ 暗証番号の管理ルールの明確化及び保護者への周知
- オ 飛び出し注意表示の設置及び外門の設置

(2) 西保育園

現状の防犯・安全対策について以下のような懸念がございまして、対応をご検討ください。

- ア 出入りの管理に不安があるとの声がございまして、門の施錠を徹底し、園に出入りする人に

より一層、注意を払っていただきたく存じます。

イ 玄関のスノコ、門の横引き扉、非常用滑り台に不備があるのではないかの指摘があります。

けがをする危険性や避難に支障がある設備がないか点検し、問題がある場合にはすぐに修繕していただきたく存じます。

ウ 古い建物のため耐震性について不安があるようです。

耐震診断の結果の説明等により安全性が確保されていることを周知するようにしていただきたく存じます。

エ 地震の際の棚の転倒防止策、物の落下防止策を十分にいただきたく存じます。

(3) 東保育園

ア 駐輪場及びインターホンの上に屋根の設置

駐輪場やインターホンの上に雨除けになる屋根の設置を希望する声が多く挙がっています。

雨の日の子どもや保護者の安全を守るためにも、屋根の設置を要望いたします。

イ 冬季の寒さ対策

床が冷たいなど、冬季に寒さを感じる声が挙がっています。

暖房器具の設置や絨毯を変えるなどの、寒さ対策を要望いたします。

5 連絡手段のデジタル化について

アンケートの結果、連絡帳については7割、掲示物については8割の保護者が電子化を希望しています。

特に掲示物については、8割の保護者が電子化を求めていることから、現代における電子化の導入は、業務の効率化、コスト削減、新しいサービスの創出など、社会にとっても不可欠な要素と考えます。

これらの結果より、連絡帳・掲示物の電子化は一部の意見にとどまらず、広く保護者の間で共有されている要望であることが示唆されました。

つきましては、市としても保護者の声を受け止めて頂き、可能な範囲で電子化の導入についてご検討頂けると幸いです。

6 運動会・イベントの開催方法について

(1) なかよし保育園

票が集中した選択肢に比率の開きが殆どない為、多くの意見を叶えられるような開催方法の検討を要望いたします。

例えば

ア 出演学年のエリアを設け、そのエリアは各家庭1名等人数制限しプログラム毎の入替

イ 事前に細かいスケジュールや最適な位置を告知

ウ 後方も見やすい設営

等が考えられます。

(2) 西保育園

行事開催方法について、以下の選択肢でアンケートをとりました。

ア 入れ替え制でなく全学年一斉開催にしてほしい

- イ 幼児クラスと乳児クラスで、時間帯を分けて入れ替え制にしてほしい
- ウ 学年別で時間帯を分けて入れ替え制にしてほしい
- エ オンライン配信を検討してほしい
- オ 現状のままでいい
- カ 新入園のためわからない

回答は昨年度と変わらずアの回答が最も多い結果となり次いでイ・ウとなりました。行事開催については各園の開催方法が異なることもあり、イについてはなかよし園、ウについては西園の要望が多い結果となりました。

開催方法につきましては、各園の方向性を踏まえたうえで、アンケート結果においてアの回答が多数を占めたことから、現状のままの開催方法を継続することが適当であると考えます。

(3) 東保育園

東保育園は、運動会を入れ替え制で行い、春を呼ぶ会を幼児のみの参観で開催しており、行事の開催方法としては「現状のままでいい」が最も多い結果となりました。

続いて「幼児クラスと乳児クラスで時間帯を分けて入れ替え制にしてほしい」が多く、今後は、春を呼ぶ会の乳児クラスを含めた入れ替え制での参観についても対応を求めていると考えています。

7 民営化について

民営化については、賛成意見および反対意見ともに、施設の老朽化への対応、保育の質の向上・維持に関する意見が多く挙がりました。

また、保護者会活動の廃止やサブスクの導入等、保護者に対する負担の軽減も意見として挙がっています。

これらの意見・要望について、保育サービスのさらなる維持・向上を求めます。

また、保育所は子どもの生活の場として、心の発達や社会性の育成に大きく影響を与えるため、民営化については「物的環境」「人的環境」「自然・社会的環境」の保障について、保護者は高い関心を持っていることが示唆されました。

また、保育審議会だよりにて民営化についての説明がありましたが、アンケート結果より保護者からは、「メリット・デメリットが分からない」との意見も出ているため、保護者の視点でより分かりやすい説明を求めるとともに、矢川保育園開園で出たマイナス意見を今後どう改善していくのか、「子どもたちの最善の利益」をどのように保障していくのかについても真摯に向き合ってくださいその説明を求めます。

賛成意見、反対意見としては、以下のような要望の声が出ております。

ア 賛成意見

- (ア) 設備が新しくなる、質の良い保育へと変わるのであれば、民営化も良いと思うから。
- (イ) 保護者会を廃止してほしいから。公立は親の集まりが多いから。

イ 反対意見

- (ア) 公立保育園は市の関与が可能であるため、全保育園のあるべき姿として市民の実態フィードバックを反映した運営を行うことで、私立保育園を含む全保育園のベンチマークとしてあるべき。
- (イ) 民営化になって万が一、職員の人手不足になって子ども達の安全性に欠けてしまう

なら反対。

先ずは子ども達の命、安全を見守って下さる職員が、より一層働きやすい環境、モチベーションを保てる(給料や人間関係など)、尚且つ、子ども達の安全面などが確保できるなら民営化になっても良いかと思う。

8 改善優先順位について

本年は、各園において改善を希望する事項の優先順位が異なっておりましたため、園別に改善希望の順位を集計いたしました。

すべての要望にご対応いただけることが理想ではございますが、ご事情により難しい場合があることも、重々承知しております。

つきましては、以下の要望につきまして、可能な範囲で優先的にご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

(1) なかよし保育園

改善希望の優先順位として「トイレのリフォーム」が最も希望が高く、次いで「連絡帳アプリの導入」「寝具運用の簡素化」「園内撮影ルールの緩和」「駐輪場への屋根の設置」が挙げられました。

最も改善希望の高かった「トイレのリフォーム」について、以下を要望します。

ア 衛生面について

引き続きトイレの臭いや衛生面に関しては非常に気になるとの声が多く寄せられています。

日常的な利用環境の向上のためにも、できる範囲での対応を改めてお願いいたしたく、再度要望いたします。

イ 設備の古さについて

昨年度ご回答いただいたように、根本的な改善には大規模な改修が必要であることは承知しておりますが、具体的な計画や対応方針を可能な範囲でお示しいただけないでしょうか。

ウ トイレのドアについて

子どもの安全面にもご配慮いただいていることは理解しておりますが、プライバシー保護の観点からも、完全でなくとも一部に扉を設置するなどの対策をご検討いただきたいと考えております。

(2) 西保育園

西保育園の保護者からの優先度の高い改善希望は下記の通りです。

ア 連絡帳アプリの導入 (55%)

イ トイレのリフォーム (43%)

ウ 園内の撮影ルールの緩和 (38%)

エ 寝具運用の簡素化 (38%)

特に「連絡帳アプリの導入」は他園においても優先度が高く、例年要望として挙げておりますので、優先的なご検討をお願い申し上げます。

また、上記以外にも改善希望がありました。（下記参照）

ア お泊り保育に関する意見

「お泊り保育の復活」を望む声が複数見られました。

子どもの自立心や友情形成に役立つと評価する保護者が多く、保育者の負担は理解しつつも、子どもにとっての貴重な経験の場を再開してほしいとの希望が出されています。

イ 写真販売に関する意見

イベント時だけでなく、日常写真の販売も行ってほしい、という意見が出ています。

(3) 東保育園

改善要望として「連絡帳アプリの導入」が最も多く、次いで「駐輪場の屋根の設置」が挙げられました。連絡帳アプリの導入は2022年度から、駐輪場の屋根については2020年度から要望として挙げており、昨年度の市からの回答では「技術面及び予算面を鑑みて、ご要望いただいた屋根の設置が可能かどうか、又は他の代替対応策が何か取れないか検討してまいります」とされておりますので検討後の対応を強く求めます。

その他、以下のような要望の声が出ています。

ア 保育室以外の冷暖房の強化、トイレのリフォーム、また、昨今の猛暑への対策として園庭にサンシェードを設置することを併せて強く希望する。

イ トイレについては、もう少し清潔感があり職員の方も掃除しやすいようなつくりにしてほしい。

ドアなどの鋭利な角があらかじめ危なくないよう設計してほしい。

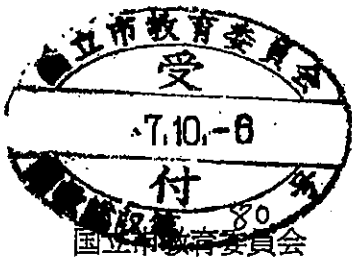
9 公立三園の活動について

公立三園の活動の主体に関しては「従来通り公立三園保護者会が主体となって行う」の意見が約4割と多かったものの、「国立市主体となって行う」を希望する意見も3割ありました。

保護者会活動を担う多くの保護者は、共働き世代であり、勤労等の事情で子どもを保育園に預けながら、非常に多忙な中で、データ分析や集計作業・資料作成など高度な技術を要し、一定の業務負担が発生していることをご理解いただきたく存じます。

また、保護者会での対応が求められる背景には、市の方針や意図が関係していると推測いたします。その趣旨をご説明いただくことで、保護者も納得感を持って活動に取り組むことができると考えております。

以上



教育長 雨宮 和人 様

令和7年10月1日

国立市立小・中学校長会
会長 内田 辰彦



令和8年度予算に向けた適正で効率的な学校教育の推進と充実に関わる意見と要望

令和8年度予算に向けた適正で効率的な学校教育の推進と充実に関わる意見と要望

日頃より国立市立小・中学校の学校経営に際し、温かなご配慮、ご協力をいただいておりますことを心より感謝いたします。

さて、本年度も国立市立小・中学校長会で表題の内容について、次のようにまとめさせていただきました。ご検討の上、ご対応いただきますようお願いいたします。なお、昨年度、ご配慮いただいたことや、予算等の関係で実現が難しいとお答えいただいた内容につきましても、校長会の総意として再掲しているものもありますことをご了承ください。

意見と要望については、内容ごとに「その他」を含めて8項目で整理をいたしました。

ご検討いただけますよう、よろしくをお願いいたします。

1 学力・体力向上のための授業改善の施策について

(1) 人的資源の確保について（教育指導支援課）

- ①部活動の地域移行、地域連携、地域展開の実現に向けた必要予算の確保
- ②中学校部活動指導員及び部活動外部指導員の確保・十分な手当の確保
- ③小学校課外クラブ支援員の確保・手当の確保
- ④TA（「ティーチングアシスタント」）の確保とそのための予算の拡大
- ⑤日本語指導に係る指導時間の拡充

(2) 令和の日本型教育の実践に向けて（教育指導支援課）

- ①ALTの外部委託による派遣の継続
- ②ALT派遣に係る質問や状況把握のための定期的な担当者の派遣

(3) ICT教育環境の充実について（教育指導支援課）

- ①超短焦点電子黒板機能付きプロジェクターの導入または、プロジェクター収納型教卓の導入
- ②指導用デジタル教科書の導入

(4) 学習環境の充実について（教育指導支援課）

- ①Q-Uの継続的な実施と拡充
- ②教育カウンセラーの定数増員（2名から3名へ）

(5) 外国語教育の充実

Tokyo Global Gateway 立川の児童・生徒の体験活動参加費用の負担
(小5は半日・中1は1日体験コース)

2 児童・生徒の安全と衛生のための施策について（建築営繕課）

- (1) 個別に対応が必要な児童・生徒への迅速で適切な施設改善の対応
- (2) トイレの特殊洗浄の継続と臭気対策器具の全校設置
- (3) トイレ洋式化を推進し、100%を目指す
- (4) だれでもトイレの設置
- (5) 保健室へのシャワーの設置（小便や大便の排泄対応等）
- (6) 不審者が敷地内に入らない施設的な対応（生垣だけでなく、壁の設置や外壁へのセンサーの設置・電子錠の導入、全ての窓に全開防止ロックの設置、施錠していることを示す看板（業者作成）の設置等）

3 特別支援教育の充実を図る施策について（教育指導支援課）

- (1) 知的固定学級・情緒固定学級での支援の充実を図るための支援員の配置
 - ①知的固定学級における児童・生徒の特性に応じた指導員及び支援員の増員
 - ②情緒固定級は、通常の学級の内容を複式で指導していくため、指導員の配置基準を学級数＋1名に増員
 - ③身体的な介助を目的とした支援員または介助員の対一以上の対応体制の確立
 - ④市独自に特別支援学級への専門員の配置
- (2) 専門家チームを編成し、医療連携など学校の必要に応じた内容を充実させる
- (3) 特別支援学校適の児童・生徒が通常の学級に在籍する場合、都の補助金を活用して、支援の現状に応じた支援員や指導員や看護師等を配置できるようにする
- (4) 人材を確保するために指導員の採用は、都の教員採用と同様に特別免許の考え方を採り、免許がなくても採用できるようにするか、他地区よりも有利な手当にするなどの勤務条件とし定数等の確保を図る
- (5) 特別支援学級（知・情）の交流及び共同学習支援員の時間増
- (6) 特別支援教育を担当する指導主事の配置

4 教育課題解決を図るための施策について（教育指導支援課）

- (1) 学校支援センター所属職員による学校支援の拡大
 - ①SSの増員
 - ②SSの職務内容に校長の意向が反映できるようにし、学校の裁量に応じた支援が実現できるようにする
- (2) 家庭と子どもの支援員の時間増
- (3) フルインクルーシブ教育の実現に向けて必要な施設改善のための予算措置及び、十分な人員（支援員等）の配置

- (4) 不登校出現率の高い学校に対する校内別室指導員の継続配置
- (5) 国立市独自カリキュラム実施に向けた予算措置

5 学校施設・設備、及び教育環境の充実を図るための施策について

- (1) 熱中症対策等も目的とし、校庭スプリンクラー未設置校へタンク式散水機（※別添資料参照）の設置（建築営繕課）
- (2) 食中毒予防、熱中症予防としての配膳室の迅速な冷房化（給食センター・教育総務課）
- (3) 車椅子利用者に配慮した環境整備及び人的措置の推進
- (4) 中学校における35人学級実施に対応した学級増に伴う教室設置及び備品購入等の予算化
- (5) 電話回線の増設
- (6) 公用携帯電話の台数拡大
- (7) 学校用務員の外部委託による派遣
- (8) 全教室にスライダー（昇降装置付き）黒板（ホワイトボード）の設置

6 保護者・地域との連携について（教育指導支援課 教育総務課）

- (1) 修学旅行・スキー教室・日光移動教室の補助金の引き上げ
- (2) 部活動の地域移行、地域連携、地域展開の推進に向けた協力団体等への受入交渉の更なる推進及び予算の確保
- (3) 連携・協力団体に関わらず中学校部活動地域移行に伴う受益者負担（保護者負担）の一律化（不足分については市負担）
- (4) 地域学校協働活動が行える場所（教室）及び環境（電話・パソコン・ファクシミリ・エアコン等）等の整備
- (5) 就学支援対象家庭に対する一時的費用の貸与（教育総務課）

7 働き方改革の推進について

- (1) 管理職のライフ・ワーク・バランスの促進（勤務時間外の会議の回数制限ほか）
- (2) スクールサポートスタッフ（SSS）の継続配置・配置時間の増加
- (3) 中学校職場体験先（3日間）事業所の斡旋及び受け入れへの協力
- (4) 昇任1年目までの副校長への副校長補佐の全員配置

8 その他

- (1) 休会となる合同研やリーダー研の講師謝礼の確保の継続（教育指導支援課）
- (2) スクールロイヤールの導入（教育総務課）
- (3) 国立市会計年度任用職員の配置については、校長の意向確認をするとともに、質の高い職員配置に向けて賃金などの見直しを行う。（教育指導支援課・教育総務課）
- (4) 国立市会計年度任用職員の同一校勤務の上限の設定（教育指導支援課・教育総務課）
- (5) 国立市立小・中学校に在籍する児童・生徒は、国立市内在住の原則を徹底する。
特に、中学校進学に際し市外へ転居した場合は、他地区からの通学を認めないこと。
- (6) 不審者が校舎内に侵入した場合に対応ができる物品の配布（各階にさすまたの設置、撃退用のスプレー、ネットランチャー等）

令和7年10月9日

国立市教育委員会
教育長 雨宮 和人 様

国立市立国立第二小学校

PTA 代表

施設設備などに関する要望書

貴教育委員会におかれましては、平素より子供たちの教育環境の改善及び向上にご尽力いただきありがとうございます。また、施設設備等の不具合に際し、迅速なご対応をいただき心より感謝申し上げます。

今年度も全保護者を対象に「施設設備等改善要望アンケート」を実施し、施設設備等に関する課題の聞き取りを行いました。子供たちは体育館等の改築工事において、制約の多い教育環境の中での学校生活を強いられております。子供たちの教育環境の充実や安全確保のために、下記要望についてご検討くださいますようお願いいたします。

記

1. プールの暑さ対策について

今年度も低中学年においては八小のプールをお借りして授業をしておりますが、熱中症の危険があり、心配している保護者が多くいらっしゃいます。建設中の屋上プールに関しても、暑さが心配との声が多く寄せられております。屋上の日よけ対策につきまして、どのような対策を行うのかご回答をお願いいたします。

また、水深の理由などから高学年のみ市民プールへ行っておりますが、低中学年の保護者からも水深が変えられるプールへの要望や、技術的にもスイミングスクールへの指導を望む声があります。先生方への負担減のためにも、今一度、プールの委託授業についてもご検討くださいますようお願いいたします。

2. 冷水機の設置について

市内の中学校に冷水機が導入されたとの情報を受け、小学校にも同様の設備を希望いたします。教室付近にある水道は蛇口の形状から低学年は飲むことが難しく、水筒を忘れてしまった場合などに困ることがあります。

子供たちが学校で過ごす時間は長いです。二小には金管楽器クラブがあり、放課後も練習に励んでおります。水筒の水が足りなくなった際や授業の合間にすぐ水分補給ができる環境があれば、熱中症などのリスクを軽減することができます。特に低学年は活動に夢中になり、水分補給を行うことを忘れてしまうこともあるため、冷水機の設置により自発的に水を飲む習慣の促進にもつながると考えます。子供たちの健康と安全のために是非ご検討くださいますようお願いいたします。

なお、昨年度も要望書に記載させていただきましたが、体育館内の暑さに関して、引き続き保護者から不安の声が多く上がっております。

移動式エアコンを3台導入いただいております。早朝より空調管理をしていただいている先生

方のご尽力により、暑さ指数は超えてはいない状況ですが、近くに行かなければ十分な冷却効果が得られず、体育館全体の快適性には大きな課題が残っております。

また、体育館は災害時の避難場所にも指定されており、多くの市民が避難した場合、熱中症などの健康被害が懸念される状況にあり、避難場所としての機能面でも深刻な課題を抱えています。

令和8年度に体育館棟が完成予定ではありますが、快適かつ安全に使えるように体育館の空調設備を追加することを要望いたします。

令和7年10月10日

国立市教育委員会
教育長 雨宮 和人 様

国立第七小学校 PTA
会長 伊藤 梨花

要望書

平素より本校の教育活動推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本校PTAでは、児童の安全・学習環境の改善、ならびに保護者の安心につながる施策として、下記のとおり要望申し上げます。

記

1. 水泳授業について

猛暑の影響によりプール開きの開始を早めるなど工夫いただいているものの、暑さ指数(WBGT)が基準を超えてしまう日が多数あり、授業運営が難しい状況です。つきましては、民間プール(屋内・適温)を授業に活用できる仕組みの検討や、老朽化した校内プールの管理含めて検討を要望いたします。

2. 正門横フェンスの安全対策について

現状ではフェンスの高さが低く、児童が遊んでいる遊具が外に出てしまうという事例がありました。遊具を取りに行こうとする児童、歩行者、車両に対して危険が及ぶと懸念しております。そのためフェンスのかさ上げ、強化材の使用、安全確保の具体策の検討を要望いたします。

3. 使用しなくなったピアノカの活用について

家庭でのピアノカ購入費は一定の負担となっており、家庭間の経済格差の問題もあります。学校や家庭で不要になったピアノカを、回収・再整備をして貸し出す「レンタル式」などの検討を要望いたします。

4. 放課後キッズ事業の充実について

利用希望児童が増加しているため、開催日程の増加、それに伴い定員拡充や教員・スタッフの配置の見直しが必要です。

また、夏季などの高温期には、午前・夕方などの時間帯限定での開催も含め、児童の健康と安全に配慮した運営について検討を要望いたします。

5. 保護者出入口のセキュリティ強化について

保護者が利用する門の入退場管理は現状では十分でなく、安全上の不安があります。ICカードや通行記録管理システム、施錠時間の見直しなど、セキュリティ強化策の導入の検討を要望いたします。

6. 校庭における日差し対策について

夏季や晴天時の校庭は直射日光による熱中症リスクが高く、児童の安全面で懸念されます。日よけシェードやテントの設置、休憩スペースの確保など、具体的な対策の導入について検討を要望いたします。

7. 鳥小屋の動物飼育、老朽化について

鳥小屋の動物が少なくなってきたことに加え、木材や柵が老朽化しており、破損や衛生面での問題が懸念されます。猛暑の影響や長期休暇の飼育など、懸念する点は多々あるかと思いますが、安全に利用できる状態に改修するか、撤去・代替施設の設置など、今後の対応について検討を要望いたします。


以上の要望につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2025年 10月 24日

国立市長 濱崎 真也 様

連合東京  地域協議会

多摩中央  協議会

議長 土岐 雅 

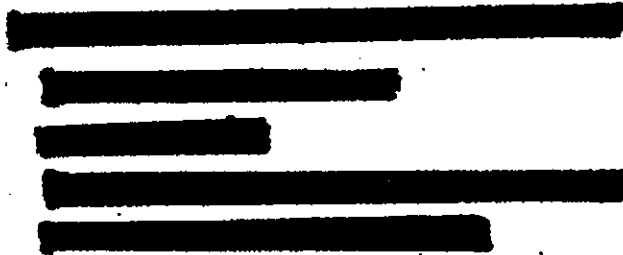
働く者が安心して暮らせるまちづくりに関する要請書

日頃から市政運営に対してご尽力されている貴職に心から敬意を表します。

さて、私たち連合多摩中央地区協議会は、地域で働く者の立場と地域で暮らす市民の視点で自治体の政策制度の充実に向けた要請書を毎年提出させていただいています。昨年に引き続き、今年も連合三多摩ブロック地域協議会で議論してきた項目について、三多摩の各自治体に提出する運びとなりました。そのため、大変多岐にわたる要請内容となり誠に恐縮ですが、誠意あるご対応をお願い申し上げます。また、必要に応じて関連資料の添付など、ご配慮いただけるよう宜しくお願い致します。

なお、ご多忙のところ恐縮ですが、2026年1月30日までに文書での回答をお願い申し上げます。さらに回答の説明会など、必要に応じて懇談の場をお持ちいただければ誠に幸いです。別途、ご相談の上、ご協力いただけるよう重ねてお願い申し上げます。

★ この要請書に関する問い合わせや文書回答の提出は下記まで宜しくお願い致します。



「2026 基本要素」

働く者が安心して暮らせるまちづくりに関する要請書

序文

基本構想・基本計画について人口減少社会に向けた施策、行政のあり方

『未来の東京』戦略 version up-2024 (2024年1月/東京都)では、「一人ひとりと生きるまち。人口減少、国際競争力低下、気候変動、自然災害への備えなど、課題は先鋭化している。一人ひとりが輝く明るい「未来の東京」、持続可能な未来へつなげるため、誰もが自己実現できる全ての「人」がいきいきと暮らすまちへと進化していきます。」としています。

『連合三多摩 2025 政策・制度基本要素回答分析・評価書～多摩の未来に夢を～』(八王子自治研究センター/2025年5月)の回答分析では、人口減少社会と自治体の課題について、各自治体人口の社会増減(ある地域の人口が他地域からの転入、あるいは他地域への転出によって生じる増減)に注目しています。2025年厚生労働省発表の人口動態統計では、合計特殊出生率が1.15となっており、過去最低を更新しました。東京への一極集中の解消、若年層の安定雇用、ワーク・ライフ・バランス、子育て支援等、社会全体の包括的な見直しが求められており、一過性の対策では解決できないと示しています。

2025年度一般会計の予算規模は、25自治体が前年を上回り、過去最大規模となる自治体も多くありました。自治体の中には、長期計画と連動した予算編成の説明がされるようになり、農業支援、環境政策、外国人対応等、具体的な「持続的な街づくり政策」が進められています。

連合三多摩ブロック地協は、多摩地域の課題について各自治体への政策要求という形で連携していますが、同時に街づくりの共同作業者というスタンスで、「農ある暮らし」をテーマに三多摩メーデー政策展にて自治体の農業政策・環境政策について紹介しています。食と環境、子どもの育ちに向けた自治体政策を推進するとともに、今後も自治体の抱える課題について、共に考え、より成熟した関係を構築していきます。

多摩地域自治体では長期計画「基本構想・基本計画」を策定し、SDGsの取り組みを含めて、世代を超えた共生型、持続性あるまちづくり政策が極めて重要であることがわかります。長期計画の期間は概ね10年程度が一般的でしたが、15年以上の期間の自治体もあり、人口減少、高齢人口比率の増加、現役世代の減少といった、社会構造の変化を長期的に見据えたことによるものと考えられています。子ども・高齢者・障がい者・外国人等、すべての人が支え合いながら、活躍できる地域共生社会のための施策の推進と、地域社会全体で支え合う、真の地域包括ケアシステム構築が問われています。

自治体財政の確立に向けた財源移譲や補助金、交付金制度の見直しを含めた自治体財政の在り方、デジタル化に伴う行政運営の効率化、入管制度の根本的な見直しを視座した外国人の公共サービスの検証は、自治体共通の課題と認識すべきです。

連合は働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて参加出来る社会をめざしています。それは、持続可能で包摂的な社会の実現に向け、多様性を受け入れ、相互に認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会です。成長と成熟が両立する持続可能な地域社会の実現に向けて、自治体が連合をパートナーの一つとして認識し、共に取り組んでいくことを求めます。

I 働くことを軸としたささえあいの社会

1 就労・雇用、産業、農業

《基本要求的考え方》

総務省労働力調査によると、2025年4月の完全失業率は2.5%、完全失業者数は188万人で、前年同月に比べ10万人、3か月連続の減少となりました。就業者数は30万人増の6,796万人となり、雇用者数は55万人増の6,151万人でした。昨年より、就業者数・雇用者数ともに大幅に増加しているものの、就業形態の多様化、IT化の進展等により、雇用と自営の中間的な「曖昧な雇用」が増加し、働く者のセーフティネットの脆弱性が明確となりました。完全失業者数は減少しているが、非正規雇用の増加等、不本意非正規用者は依然として多くなっており、まだまだ労働環境が改善されているとはいえない状況にあるという認識を持つべきと考えます。

連合は、時間外労働や格差の実態把握とともに、「働くことを軸とする安心社会-まもる・つなぐ・創り出す-」を実現するために、働く機会と仕事の価値に見合った所得とあわせて、仕事と家庭の両立支援、長時間労働の是正、休暇取得、育児・子育て支援の充実等、労働の質の確保に向けて、一層取り組みを強化していきます。

自治体における窓口業務は、様々な相談に対応できるようワンストップ相談体制が強化され、住民にとってより身近な存在となっています。引き続き、東京都しごとセンター多摩、東京都労働相談情報センター多摩事務所との連携による、厳しい雇用情勢を背景としたワークルールの周知等、労働環境整備について求めていきます。

国立社会保障・人口問題研究所は、2024年4月に日本の世帯数の将来推計を公表しました。世帯総数は2030年をピークに減少し、2050年の平均世帯人員は1.92人となり、日本の全世帯の5軒に1軒が65歳以上の単身世帯になるという見通しがでています。一方、東京都の総人口は現在1,425万人で、都道府県別で増加したのは東京都のみであり、3年連続の増加となっています。

また、日本の人口は昨年から89万人減り、1億2029万6千人となり、出生児数が死亡者数を下回る自然減も18年連続となる中、外国人労働者数は230万人を超え過去最高を更新しました(2025年2月現在)。今後も持続的な地域社会の構築には外国人労働者の受け入れは重要な課題です。外国人の子どもには、日本の義務教育への就学義務はないため、教育の保証がされないなど、依然として日本で働き生活する外国人については、日本人と同様の公共サービスの享受や生活環境の整備は不十分であり、多様性を活かした施策を具体化させる等、共生社会の実現に向けたより積極的な取り組みが急務となっています。

地域の雇用安定と労使紛争の解決に向けては、労働行政の各機関の連携が大変重要です。住民にとって最も身近な存在である自治体は、雇用環境で苦しい状況にある労働者と家族の相談等、支援の受け皿としての対応も含め、国や東京都の施策の補完、司法による法テラスや労働審判制度の紹介等、より住民のニーズに即した対応が求められています。

三多摩各自治体の給料表については、地域性等の実情を考慮し、三多摩各自治体による独自の給料表により給与が支給されてきましたが、この10年～15年の間に東京都の指導により各自治体の給料表が廃止され、東京都と同様の給料表とすることを強いられてきました。

現在、三多摩各自治体については、東京都と同様の給料表により給与が支給されていますが、地域手当の支給率については、東京都の20%支給に対し三多摩の各自治体は10%～18%支給となっているのが現状です。

地方公務員の賃金や給与制度については、各都道府県単位での人事委員会の勧告に基づいて各自治体での労使交渉で決定しています。その昨年度の東京都人事委員会勧告では地域手当について、区部と多摩地域の「連

織性・一体性」がとりわけ強調され、一律に20%にすることが勧告されました。多摩地域に勤務する東京都職員
の地域手当は20%支給である一方、三多摩で働く自治体職員の地域手当は18%以下に抑えられており、区部
と多摩地域への「連続・一体制」からみると現状では給与制度に矛盾が生じています。

こうした給与制度の矛盾により三多摩で働く職員（人材）が東京都や区部へ流出し、三多摩の各市では人員
確保が大変厳しい事態となり正規職員の欠員が生じています。こうした観点からも早急に制度矛盾を解消し、
三多摩で働く自治体職員の賃金格差を解消することが望まれています。

また、多摩地域には、独創技術で「ものづくり」をリードする、中小企業が集積しています。中小企業振興
条例の制定をはじめ、中長期的な地域社会の活性化につながる重要な課題として捉えていく必要があります。
第二次産業も多い多摩地域では、地域に根差した企業と自治体との連携等を強化していくことも重要です。ま
た、農地面積も特別区と比較して広い三多摩の特色を活かした、「農ある暮らし」について、改めて見直すこと
もに、持続可能な社会に向けた活動の展開を推進していきます。持続可能な活力ある社会を実現するために、
成長分野での雇用創出等、雇用の量拡大と質向上をはかり、多摩地域における、自治体独自の地域支援対策を
強化することや、三多摩の特色を活かした産業の活性化、雇用創出、創業支援、等の施策を活用するよう、広
く周知することが重要です。

1. 厚生労働省が所管する「東京中高年世代応援プロジェクト協議会」が設置された。就職氷河期世代を含む就
労支援が必要な中高年世代に対する安定就労の実現を図るとともに女性や追加就労希望者等について支援に関
する情報共有や対応検討など、「区市町村プラットフォーム」と密に連携し、具体的施策を示すこと。
2. 市町村における人員の確保は喫緊の課題である。特に長年、自治体で働き知識や経験を培った中高年齢層職
員の人材流出は深刻な問題となっている。人材の流出の背景には、進まない中高年齢層職員の処遇改善がある
ことから、中高年齢層職員の処遇改善を図り、人材確保を行い、安定した公共サービスの質を担保すること。
3. 自治体職員の三多摩と東京都・23区との給与制度の矛盾と給与水準の格差を解消するため、三多摩各自治体の
地域手当についても東京都・23区と同じ20%支給とすること。
4. 地域手当を東京都同様に20%支給とすることが困難な場合は、各自治体独自の給与表に戻し、東京都同様の
賃金水準を確保すること。
5. 公共サービスの質の維持・向上のため、会計年度任用職員の処遇改善と同一労働・同一賃金の実現を図ること。
また、公共サービスの質の維持と業務の継続性を図るため、会計年度任用職員について任用期間中の業務
経験を適切に評価し、雇用年限を撤廃すること。
6. 外国人を対象とした多言語対応の生活・就労等、ワンストップ相談窓口を設置し、具体的施策を示すこと。
7. 多摩地域の特色を活かした自治体の農業政策における次世代育成と地域活性化について、具体的施策を示す
こと。
8. 多摩地域に根付いたものづくり産業の発展を図るために産学官連携などを含め、次世代育成と地域活性化の
具体的施策を示すこと。

9. あらゆるハラスメント（マタニティハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等）の防止に関して、企業に対して、周知・徹底を行うとともに研修等実施すること。また、労働者からの相談に対応するため、労働相談体制・機能を強化し、自治体自らが手本となるように、自治体内でのハラスメント対策について、具体的施策を示すこと。

2 福祉（高齢、障がい、貧困）、医療

《基本要求的考え方》

2024年9月の東京都の高齢者（65歳以上）人口は311万8,000人（前年比4,000人増）で過去最高を更新し、都総人口の4.3人に1人が高齢者です。高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は23.5%と8年連続の横ばいで、生産年齢人口（15～64歳人口）2.8人で1人の高齢者を支えていることとなります。（東京都総務局高齢者人口の推計/2023年）特に、単身高齢者世帯の増加も進んでおり、東京都は深刻な高齢化を迎えています。

また、「地域包括ケアシステム」については、高齢者が安心して相談できるために、質と量や自治体総合事業など地域を巻き込んで検証する必要があります。人口減少と高齢化で、自治体予算の多くが社会保障費で圧迫されているため、持続可能な医療保健サービスを提供するためには、自治体独自の施策も必要になっています。2025年以降は、超高齢化社会がさらに加速することで、仕事と介護の両立となるビジネスケアラーも増加すると見込まれており、相談しやすい環境づくりのため、地域・自治体・企業等の多方面からの支援が必要となります。

障害者法定雇用率の引き上げが段階的に行われていますが、達成している企業等は半数に留まっています。障がい者が安心して働き続けられるよう、就労面と生活面を一体的に支援する環境が必要です。障がい者への虐待防止センターが設置されている自治体は増えているものの、積極的な社会参加を促し、地域との共生を創り出す環境にはなっておらず、「障害者差別禁止条例」の制定を加速させる等、早急な対応が必要です。

また、2023年の生活保護申請は、25万件を超え過去最高となりました。2024年4月には、「生活困窮者自立支援法等改正法」が成立しましたが、ケースワーカーは依然として基準を満たせていない状況が続き、自治体職員に負荷がかかっています。

緊急医療体制や小児医療については、自治体間や、東京都保健所等、広域連携としての課題があります。

また、医療職場において勤務環境を改善し、雇用の質を向上させなければ、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めません。市町村圏における初期医療の充実、及び広域医療圏における二次医療体制の整備が必要であり、拠点医療機関とかかりつけ医との連携体制の整備、ネットワークの強化がきわめて重要となっています。

また新興感染症や従来の感染症の爆発的流行に対する備えをはじめとする保健所機能やあり方については、東京都と協議を行い、再編成をしていかななくてはなりません。多摩地域では、八王子市と町田市が中核市・保健所政令市として市立保健所を設置していますが、それ以外は東京都の管轄において保健所の所管区域が複数の市町村にまたがります。管轄区域をきめ細かく再編し、保健所の機能を十分発揮できるよう、すべての住民を受け入れられる体制の整備、自治体間連携や東京都福祉保健局との連携が急務です。

また、多摩地域の保健行政は、特別区と同様に、身近な市町村による施策が望ましいですが、地域医療支援センター等と連携し、住民サービス維持・確保に向けて、自治体規模ごとの実態に合わせた対応を検討すべきです。

さらに、大規模災害・テロ・大規模感染症に備え、被災後の具体的な医療・救護対策、広域的連携体制の確

立等、体制整備、感染症対策基本条例の制定、公立病院の再編・拡充が求められています。

1. 高齢者福祉について

- (1) 在宅ケア、訪問介護サービスの実施状況を示し、在宅介護サービス、地域密着型サービスに必要な介護人材の確保・定着することができるよう支援に取り組むこと。また、機能と役割の重要性が増す地域包括支援センターの人材を確保するため、センター職員に対する業務に見合った適切な賃金の支払いを確保すること。
- (2) 見守りネットワークの体制整備を充実させ、高齢者の抱える消費者被害の拡大防止や認知症者の支援を強化すること。
- (3) 健康で生き生きと安心して暮らし続けるために、健康寿命を延ばすための健康作りの取り組みを実施し、介護や医療が必要になった場合に安心を担保するための住宅の質の確保等、在宅ケアや施設ケアを含めた総合的な環境を整備すること。また、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設などの施設は、日常的に看護や介護などのケアが必要な方が速やかに入所できるよう整備に努めること。
- (4) 介護事業者に対しては、労働者の賃金水準の向上等、労働関係法規・通達の遵守を周知徹底するとともに、適正な事業運営をしていない場合には、東京都への報告とともに、厳正な指導監督を行うこと。また、介護現場におけるハラスメントについては、利用者やその家族、介護事業者双方において、相談窓口を設置する等、課題解決に努めること。

2. 障がい者福祉について

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正に伴い、自治体の障がい者雇用率について示すこと。
- (2) 障害者虐待防止センターの役割と機能を強化し、虐待の実態把握と根絶に向けた具体的対応について示すこと。

3. 生活困窮者等支援の充実について

- (1) 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度において、包括的に伴走支援する人員体制を確保するため、専門性を有する相談支援員等の処遇改善と雇用継続を図るとともに、その支援の取組状況を明らかにすること。また、業務の委託先については、事業の質や実績等を評価した上で選定し、適正な発注額を支払うとともに、公契約により相談支援員の処遇改善を図ること。
- (2) 生活保護受給者が増加しており、保護世帯を支援する自治体のケースワーカーが不足している。適正な支給をするためにも、ケースワーカーが担当する保護世帯数、80世帯/1人(社会福祉法第15条)を守るように、ケースワーカーの増員を図ること。併せて、生活保護減少に向けた対策のための補助金を増額するよう、関係機関を通じて国や東京都への働きかけを行うこと。
- (3) 生活困窮者等への住宅入居支援のために、住宅セーフティーネット法に基づき関係機関と連携した居住支援協議会を設置すること。
- (4) 「ひきこもり」対策としての家族相談窓口（電話・メール・面談等）を設置し、市民へ広報・周知活動を行うこと。また、当事者と社会の接点強化のために、地域コミュニティへの連携や自宅でもできる業務の紹介等を行うことや、当事者を支えている家族などへの相談事業を行うこと。
- (5) 重層的支援体制整備事業を実施し、生活困窮、子ども、介護、障がい、保健、医療等、関係所管の横断的な支援を行うためのソーシャルワークスキルを有するコーディネーターを配置すること。

4. 医療・保健について

- (1) 地域医療の供給体制、医療連携の実態、外国人も含む住民ニーズ等を把握し東京都と連携した地域医療システムの具体的施策について示すこと。
- (2) 東京都第8次保健医療計画(2024~2029年度)に基づき良質な医療サービスの提供に向けた医療体制を構築するために、自治体の取り組みに対し東京都の支援が進むよう、その実態を明らかにし、東京都に働きかけるとともに、自治体間連携を強化し、体制の構築を図ること。
- (3) 大規模災害発生時の医療・保健体制の確保について、自治体の取り組みに対し東京都の支援が進むよう、その実態を明らかにし、東京都に働きかけること。
 - ① 災害発生時にもすべての人が、医療・保健に関するサービスにアクセス出来るようネットワークの構築を進めること。
 - ② 被災者が必要な各種手続きを迅速に行えるよう、特別措置体制の構築をすること。
- (4) 小児医療体制の整備について、自治体の取り組みに対し東京都の支援が進むよう、その実態を明らかにし、東京都に働きかけること。
 - ① 休日・夜間の小児初期救急診療体制を確保することにより、二次救急医療機関における重症患者への対応体制を確保すること。また、東京都の平日夜間診療事業補助制度を活用し、積極的に拡充すること。
 - ② 東京都と連携し、二次保健医療圏ごとに市町村間の連携を強化の上、複数の病院の輪番制等も実施し、二次小児緊急医療体制を確保すること。医療体制が確保されるまでの間、初期医療については二次救急における対応を行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の経験を活かし、保健所との連携や体制強化等、地域医療支援確保に向けた整備や広域行政での自治体間連携等に取り組むこと。また、保健所の在り方を自治体において検証し、保健所機能の拡充に向け東京都に働きかけるとともに、東京都・市町村・企業・医療機関等、関係機関が一体となった体制を確立し、整備すること。
- (6) 女性が婦人科系の病気に罹患する確率が高くなっている現状を踏まえ、検診の受診率の向上に努めること。また、若年層や外国人への検診の普及、自治体補助、検診スパンを短くする等、自治体ごとの取り組み状況を示すこと。
- (7) 不妊治療や不育症について正しい知識の普及に努めること。
- (8) 抗がん剤の投与により免疫を失い、はしかや水ぼうそう等の予防接種を再度受ける場合の接種費用の補填について、保健医療政策区市町村包括補助事業において実施するとともに、利用促進のため成人以上も補助対象とすること。
- (9) がん検診の受診率の向上を目指し、早期発見・早期治療に的確につなげられるよう、検診の実施主体である区市町村や職域団体、医師会等と連携し、一体的な取り組みを進めること。引き続き、がん予防・検診等実態調査を行い、施策の評価・検証を行うこと。

3 子ども

《基本要求的考え方》

2023年3月に文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を公表しました。東京都の不登校児童・生徒数は、2,985人減り、3万1,726人となったが(2023年度)、東京都は2024年度、不登校施策を掲げ、学ぶ権利を保障する取り組みがスタートしています。また、2024年6月に「子ども・子育て支援法等改正法」が成立しました。「子ども・子育て支援金制度」については、財源確保策として

課題があり、加速化プランの実行には保育士の更なる人材確保と処遇改善が必須となります。

子育て支援の制度・財源等、山積する課題改善に向けて、整備が進められているものの、引き続き保育の質の向上を確保していくことが必要です。また多言語対応や保護者それぞれのニーズ・状況に最も合った情報提供をはじめ、子育てに関する相談窓口を充実させ、手軽でわかりやすい情報が入手できるインフラ整備等、子育て・子育ての環境の充実が求められています。また、子どもの医療や給食の無償化については、国・東京都に対しての要請を引き続き強化していくとともに、格差のない平等な施策でなければなりません。

待機児童は年々減少している一方で保育士の深刻な人材不足といった課題があります。業務過多と低待遇を改善するとともに早急な改善を図り、不適切保育の防止に向けた取り組みも必要です。また、保育職場だけでなくとどまらず、教育職場においても、教員の人材不足や業務過多等が顕在化しており、保育・教育職場のどちらの質も上げていく環境整備が急務です。また、希望の認可保育園に入園できず「隠れ待機児童」となっている現状もあり、解消に向け取り組まなくてはなりません。

東京都の子どもの数については、2030年をピークに減少に転じると予測されていますが、子どもの貧困については、貧困の連鎖に歯止めがかからず、格差が拡大しています。次代を生きる子どもたちを心身共に健康に成長させるためには、子ども達が普段身を置いている生活環境を、安全・健康・快適等の角度から総合的に充実・整備しなくてはなりません。これまで以上に自治体・子ども家庭支援センター・児童相談所等の関係機関との連携強化と、虐待防止に積極的に取り組むことはもちろん、地域の子どもと大人が一体となって、子どもの居場所をつくり、地域社会が子育てを支える仕組みづくりが重要です。

多摩地域の30行政全て、72企業、2金融機関、1共済と当該労働組合で構成する、「こどもを守るネットワーク」は、自治体、地域、企業、労働組合とが連携して、2006年7月から19年間、子どもを見守り、緊急時の一時保護を行ってきました。引き続き更なるネットワーク拡大にむけ、関係機関との有機的な連携を深めていくことが必要です。

また、ヤングケアラーの支援構築や、子どもの貧困を通じて貧困の連鎖といった格差の拡大・固定化の問題等、従来の子ども施策の枠を超え、自治体や地域が一体となった中長期的な施策が求められています。加えて、「こども食堂」への支援等、子どもをめぐる住宅、教育、食事、居場所等引き続き重層的な対応が必要です。子どもの食育や教育を含む様々な施策については、自治体独自の取り組みだけに留まらず、東京都や国へ働きかけていくことも大切です。

1. 「子育て」「子育て」「教育」環境の充実

(1) 希望の認可保育園に入園できず「隠れ待機児童」となっている子どもについて、それぞれの事情や希望に合わせ柔軟な支援を行い、「隠れ待機児童」解消を図ること。

(2) 公的保育施設については、保育の継続性や質の低下等に対する懸念があることから、人件費削減を目的とした民営化ではなく、その役割を検証し、基幹型保育所とするなど必要な公的保育施設を確保すること。なお、民間へ委託等を実施する場合については、保育の質を確保すること。

(3) 保育の質の向上及び保育人材の確保のため、以下の施策を行うこと。

①保育士の配置基準の見直しに伴い、都補助基準や自治体独自加算等により配置されている保育士数を下回ることをしないよう、適切に改善を進めるとともに、職場環境や賃金の改善、労働法等の研修機会の確保に取り組むこと。

②夜間や休日保育、病児保育のニーズの実態を把握し、多様な保育内容の充実を図ること。

③補助金の加算を受けている施設に対し、賃金の改善状況を把握すること。

- (4) 子ども食堂をはじめ、子どもたちの居場所づくりの提供と情報を発信し具体的施策を示すこと。また、子ども食堂等の補助金についても検討し、継続して活動できる場所を提供する等、連携を図ること。
- (5) 全ての子の学びを保障するため、以下の施策を行うこと。
- ①文部科学省 COCOLO プランに基づき、不登校児童・生徒が安心して学習できる学校外機関を機能強化、整備すること。
 - ②不登校の子が学習・生活支援事業等を利用した場合に学校長の判断により学校を出席した扱いとするよう、他自治体の先行事例を参考にし、教育と福祉が連携し、文科省通知にある条件を整備し、学校長の理解を促進すること。また、不登校の子どもの内申書等、不利にならない対応をすること。
 - ③学習支援の実績・知見のある NPO 等と連携し、不登校生徒を含む困窮世帯の高校生に対し、伴走型の進路相談や大学受験のサポートを行う無償のオンライン学習支援を実施すること。
- (6) 公立学校の教員等が様々な背景をもつ子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行えるよう、教員の長時間労働を是正すること。教員の心身の健康を守り、休職や中途退職を防止するため、以下の対策を行うこと。
- ①国や都に対し、教員の増員、教育業務支援員、スクール・サポート・スタッフ（各校 3 人）、スクールカウンセラー等専門職、部活動指導員の増員のための補助拡大を求めること。
 - ②教員の多忙解消に伴う部活動の地域移行について、公立中学校の部活動の部活動指導員（地域指導者、ボランティア等）の担い手募集・確保については、各区市町村に担当部署を設置し、担い手と学校のマッチング等の業務を担うこと。また、部活動の地域移行に伴う部活動費の高騰により、世帯の経済状況による生徒の体験格差が生じないようにすること。
 - ③教員の心身の健康を守るため、中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」の審議において、教職員数が 50 人以下の学校に対し「各校に産業医を選定するのではなく教育委員会で産業医の要件を備えた医師を任用・選任し複数の公立学校の教師の健康管理を担当させるなどの工夫を推進する必要がある」とされたことを踏まえ、各校の労働安全衛生活動を強化すること。
- (7) いじめ問題に関わる各種会議の機能を充実させ、学校・保護者・関係機関・教育委員会の連携・協力を一層推進し、協議内容を広く公開するとともに、いじめ防止条例を検討する等いじめ問題への対応を図る具体的施策を示すこと。
- (8) 「インクルーシブ教育」の推進を図り、外国籍の子どもを含むすべての子どもに教育を保障し、ニーズにあった教育を受けられるよう具体的施策を示すこと。
- (9) 「こどもを守るネットワーク」（行政、企業・事業者、労働組合で構成する、子どもの見守り活動）事業については、現在、多摩地域全 30 自治体から賛同を頂いている。更なるネットワーク強化のため、引き続き住民、企業などに紹介、周知と合わせ、公共施設等にもポスターの掲示など行うこと。

2. 学童クラブ・児童館・放課後子ども教室について

- (1) 学童クラブの入所待機児童解消のための具体的施策（待機率・施設の増設等）について、前年度との比較を含めた実績を示すこと。その際、定数と登録数、入所基準も併せて示すこと。
- (2) 2025 年度から新たに実施する東京都認証学童クラブ専業の運営にあたり、専用スペースや放課後児童支援員等の確保が喫緊の課題となることから、学校の空き教室や商店街の空き店舗の活用など、柔軟に対応する事業所等に対して独自支援策を講じること。
- (3) 学童クラブ・児童館・放課後子ども教室の質を確保し、実態を検証すること。子どもたちの安全・安心な居場所づくりについて今後の考え方を示すこと。

3. 児童虐待防止について

- (1) 児童虐待防止法・児童福祉法の改正を踏まえ、地域全体で見守り活動を行う意味でも、住民に対して通告義務があることを周知・啓発すること。
- (2) 児童福祉関係行政機関との連携強化と、それぞれの機関の適切な対応に向けた質の維持・向上を図るための具体的施策について示すこと。
- (3) 児童虐待の早期発見、迅速・的確な対応及び相談業務を行うための、職員の配置等、体制強化に向けた具体的施策を示すこと。また、予防につながる有用な施策があれば示すこと。

4. ヤングケアラーの実態を自治体で把握し、支援体制を構築すること。また、学校における支援をはじめ、啓発や周知を行うこと。

5. 次世代育成支援対策推進法を踏まえて、ひとり親家庭への自立支援対策を推進し、個々の世帯態様に応じた総合的な施策を行い、具体的施策を講ずること。

6. 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）に基づき、着実に対策を進めるために数値目標を入れた対策計画を策定・公表し、貧困状態の改善をはかること。また、金銭的な支援にとどまらず、地域で支える仕組みについて、具体的施策を講ずること。

7. 里親制度の環境整備と助成金の支援を行う等、具体的施策を示すこと。また周知を含め、理解が進むよう、広報等で伝えること。

8. 給食における食物アレルギー対策のため、当該の教職員と給食室やセンターが緊密に連携を図り、知識を有した人材の充実や対応できる施設設備を確保し、対策を講ずること。また地産地消に取り組み、食育を推進すること。

9. 学校給食の無償化については、国と東京都に継続した財源の確保を行うよう働きかけるとともに、給食の質を確保すること。

10. 若年層の政治参加を促進するため、東京都選挙管理委員会と連携し、都内の教育機関（小中学校、高等学校、大学、専門学校等）における模擬選挙や出前授業等の主権者教育を積極的に推進すること。

II 安全で暮らしやすいまちづくり

1 安全・安心・防災・防犯

《基本要項の考え方》

連合東京は、阪神淡路大震災以降、「連合東京ボランティアサポートセンター」を立ち上げ、被災地支援に取り組んできました。昨年発生した能登半島地震においても、救援ボランティア活動を行いました。これまでの被災地支援の経験から、命を守るための避難行動、社会資本整備、迅速な応急・復旧活動に求められるもの等、早期復興のために必要な取り組みが重要だと考えます。今後30年以内に70%の確率で発生すると予測される首

都直下地震は、人口とインフラが集中する東京都にとって、早急な対策をとらなければならない課題と言えます。こうした大規模災害が増える中、地域の特性や、その地域で発生した場合の予測され得る被害の事象に照らし合わせ、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

東京都では2024年5月に「東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）」が修正され、家庭や地域における防災・減災対策の推進や、首都機能を守る応急体制の強化などを進め、2030年度までに首都直下地震による人的・物的被害を概ね半減する減災目標を掲げています。

災害発生時に住民がどのような行動をとるべきかが重要な課題であり、災害弱者となりうる高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人等に向けた具体的な防災体制の強化が重要です。さらには、ジェンダーの視点や災害時情報の周知方法を計画に取り入れることが求められます。

首都直下地震等による帰宅困難者対応への取り組みも重要な課題です。東日本大震災では、約515万人の帰宅困難者が発生しました。発災時の徒歩等での一斉帰宅によって、緊急車両の通行や救助活動の妨げになることや人々の過密状態によって起こり得る「群衆鬱崩や将棋倒し」の被害が出る恐れや、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の不足等の問題が明らかとなりました。一時滞在施設においては、民間事業者と連携した一時滞在施設への協力や各施設での備蓄品の管理は重要であり、また家庭の備蓄品については、ローリングストック法等による日常生活の延長で取り組める方法の周知が必要です。また災害時の避難施設においては、多くの避難者のためのトイレの確保や、連絡や情報発信・収集等のため各施設でのWi-Fi環境の整備や強化も、早急な対応が求められます。

防犯については、未だ特殊詐欺や強盗・暴行傷害・ストーカー・わいせつ・子どもの連れ去り等、地域の実情・安心を脅かす事件や事故が多発しており、被害者の多くは高齢者や女性、子どもが狙われる傾向があり、地域での防犯体制の強化を通して犯罪抑止力を高め、住みやすい街にしていくことが重要です。警視庁によると東京都内の2024年の特殊詐欺の認知件数は、3,494件（前年比576件増）であり、多くの被害件数は大都市圏に集中しています。また、闇バイトと呼ばれるSNSからの応募のため、10～20代の若者がいつの間にか加担してしまうケースも増えてきており、被害者だけでなく、加害者に陥らないための情報の周知啓発が必要です。誰もが安全・安心を実感できる社会の実現が求められています。

1. 安全・安心・防災について

(1) 地域防災計画における、以下の課題について取り組み状況を明らかにすること。

- ①子育て世帯や障がい者が安心して避難できるような環境整備として、災害時の保育園や学童保育所等において、避難所としての在り方（指定避難所・臨時避難所・福祉避難所など）を示すこと。
- ②「地域防災計画」に基づいた関係機関との連携はもとより、今後は自治体間や近隣企業（労働組合や連合）とも連携を強化すること。また、委員会の男女比率や人数、災害時の具体的な対応についても示すとともに、ジェンダー・障がい者・外国人等の視点も取り入れること。
- ③災害時の要援護者支援制度に基づき、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者（難病者）、外国人等を対象に災害支援台帳を整備し、民生委員・協力団体等、地域の連携と体制、実効性を担保する支援のあり方について、具体的内容を示すこと。
- ④増加し続ける空き家や、集合住宅の空き室については、実態把握・活用方法について具体的施策を示すこと。

(2) 大規模災害における帰宅困難者対応を踏まえた防災対策の以下の課題について取り組み状況を明らかにすること。

- ①災害対策本部となる各自治体（庁舎）の非常用電源の整備について詳細を明らかにし、事業継続や職員体

制・受援体制を示し、被災時に速やかに機能する体制を構築すること。また、災害対策本部の設置場所についても示すとともに、近隣自治体と連携し、代替えの設置等も検討すること。

②居住者については、7日間の備蓄を準備するよう周知すること。

③避難場所に指定されていない市民会館や市民ホール等の公的施設企業や関係団体との、具体的災害時協定内容を示すこと。また、歩道等での分かりやすい地図や案内板、標識等の設置には、多言語表示などを活用し、分かり易い内容に取り組むこと。

④避難者が適切且つ緊急時に必要なライフラインやトイレの確保などの情報を迅速に入手できるよう Wi-Fi や発信・受信の環境を整備すること。

⑥大規模災害時に地域の避難所となる学校に、炊き出し等で大きな力を発揮できる給食室は必要であり、可能な限り単独校方式を維持すること。また、拠点方式で対応できるよう複数の給食施設を確保すること。

2. 防犯について

(1) 街灯未設置地域の調査や、街灯の定期点検をはじめLED化への移行も含め、地域住民の安全・安心に対する要望を把握し、必要があれば早急に設置すること。また、防犯カメラの設置について自治会から要望がある場合には、設置費や維持管理費の補助等実施すること。

(2) 消費者保護等について

①悪質詐欺・闇バイト等を防ぐため、新たな手口や形態を迅速に把握し、消費者への啓発に努めること。また、消費者センター、または、それに代わる窓口の相談員のスキルアップ・人員の拡充等、関係機関との連携強化に努めること。

②2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、若年者でもローンやクレジットカード等の契約が親の同意がなくても可能になった。市町村の教育委員会と連携を図り、契約の際のリスク等、学校授業を通じて指導・消費者教育を行うこと。また、担当所管がある場合はそれを示すこと。

2 交通、流通、移動手段

《基本要の考え方》

交通は、商業地区と居住地区を結ぶ住民の移動手段であり、生活経済圏を形成する動脈でもあります。体系的な交通ネットワークの形成は、地域商業・産業やまちづくりに大きな影響を及ぼします。また、福祉社会において生活を支える、極めて重要な「公共」サービスでもあります。

一方、交通行政の特徴として、同一事業において道路工事施行者、道路管理者、交通管理者が複層的に存在します。同時に地域内の住民、企業等各立場の利害も存在します。三多摩地域においても各自治体において交通マスタープランの策定が進んできました。具体的計画案を実現するためには、関係者間の協議と協力体制の構築を行う当該自治体のコーディネート力と、自治体間連携の仕組みづくりが求められています。

都市基盤の整備や、交通渋滞の緩和、居住空間の改善と都市空間の確保、防災機能の向上、大気汚染の抑制、商業の活性化、バリアフリー化といった沿道環境等、ユニバーサルデザインかつ持続可能なまちづくり施策と、未来につながるレガシーを残すことが重要です。

連合三多摩ブロック地協には交通運輸労働者や、多摩地域に在勤・在住し実際に交通機関を利用している者が多数います。こうした立場から引き続き、まちづくり施策へ意見参画し、東京都が提唱する東京都「TDM（交通需要マネジメント）東京行動プラン」が実効性をもって進むよう、基本構想段階から計画実施まで十分な連携を行うことが重要です。

2013年に交通政策基本法が施行され、東京都や地方自治体を中心とした地域公共交通ネットワークの再構築についても検討が進められています。しかし、基本的権利である「移動の権利」について明記されていません。

「移動の権利」を保証することは、超高齢化社会となり、人口減少が続く地方を中心に公共交通の空白地域が広がる中、持続可能な移動環境を形成することが喫緊の課題です。また、奥多摩町、檜原村をはじめ多摩西部地域では、雪害等による集落の孤立を防ぐためにも、東京都をはじめ様々な機関と連携した地域コミュニティの共助による体制づくりが必要です。

2023年4月1日より改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車損害賠償保険等の加入義務化も含めて、自転車の安全運転、交通ルールの周知徹底が必要です。

また、2023年7月1日より改正道路交通法の一部施行により、電動キックボード・電動サイクルについて、原動機付自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車」が創設され、運転免許不要等の新しい交通ルールが摘要されました。これらを踏まえ、自転車・電動キックボード・電動サイクルに関する交通秩序の整序化を図り、自転車・電動キックボード・電動サイクルの安全利用を促進するため、国及び地方自治体は、「自転車安全利用五則」及び改正道路交通法の周知・徹底を強化し、車・二輪車・自転車・電動キックボード・電動サイクル・人が安全に共存する対策を講じることが重要です。さらに鉄道路線における安全の確保について、公共の道路と交差する危険箇所の調査及び改善を行うことと、駅ホームにおける転落事故防止のために鉄道事業者と連携し、対策を強化することが求められています。

1. 交通円滑化対策について

- (1) 鉄道駅前再開発事業等に際しては、計画策定前に、交通実態に詳しい交通運輸労働者を中心とした協議会を設置し十分な意見反映を行うとともに、多摩地域の在勤・在住利用者の意見を内容に盛り込むこと。
- (2) 令和7年3月の「標準駐車場条例」改正で共同住宅への荷さばき駐車施設設置義務の追加、荷さばき駐車施設の車高に係る基準変更などが改定され、令和8年4月1日に駐車場法施行令が実施される。その条例に則り、荷捌きスペースの設置も含め、各市町村も取り組みを進めること。
- (3) 交通弱者（高齢者・子ども・障がい者等）や外国人等、すべての交通ターミナルの利用者がわかりやすい案内表示・ピクトグラムや乗り換え情報の提供等について、交通事業者の支援および補助等に取り組むこと。
- (4) 白タク行為に該当するようなライドシェアは、利用者の安全・安心に極めて大きな懸念があり、さらに、改正タクシー特措法の意義を損なうことが危惧されるため、導入しないこと。
- (5) 路線バス（コミュニティバスを含む）については、現在バス事業の経営が、厳しい状況にある。自治体として住民の移動手段の交通インフラを維持する責任があるため、バス事業者と協議の機会を設けること。

2. 福祉の交通・まちづくりについて

- (1) 東京都発行のシルバーバスは利用者の負担額は同一であるのに対して、利用範囲はバスと都営地下鉄となっており、23区と多摩地域、また多摩地域内においても著しく不公平が生じている。実態を把握した上で、コミュニティバスや多摩都市モノレール等、交通サービスの利用範囲の拡大や不公平の解消について東京都へ要望を行うこと。
- (2) 福祉・介護輸送については、高齢者・障がい者のニーズに迅速に応え、質の担保が確保されるよう、自治体毎の実態を踏まえた上で具体的施策について示すこと。
- (3) 車いすでのバス利用者が乗降時に、ガードレールに干渉しないよう、ガードレールの設置基準（間隔を広くする等）を関係機関に働きかけること。

3. 自転車(二輪車)の安全対策について

- (1) 安全対策については、車・二輪車・自転車・電動キックボード・電動サイクル・人が安全に共存できるように、モデル路線の実態や経過を踏まえ、自転車運行環境整備の具体的施策について示すこと。また、国道や都道などもあるため、国や東京都とも連携を図ること。特に、電動キックボードの使用ルールが2023年7月より法改正されたことや、自転車のヘルメット努力義務化等、使用ルールの周知徹底を行うとともに、その方法を説明すること。
- (2) 自転車を含む二輪車の駐輪場(駐車場)整備に向けた取り組みは、ユーザーの利便性向上の観点のみならず、歩行者の安全確保、違法駐輪を減らす目的からも、駐輪場マップも含め実状に合わせた整備を促進するとともに、監視体制の強化を図ること。併せて、多様な自転車のタイヤの大きさに対応できる駐輪(駐車)設備の設置を行うこと。また、違法駐輪が生活の大きな障害となっていることから、広報等を通じた駐輪(駐車)場所の周知や、自転車の安全利用に関する条例化の検討を行うこと。

3 地球環境、資源循環、エネルギー

《基本要求的考え方》

近年、豪雨や非常に強い台風の増加、海面の上昇等に見られるように、地球温暖化は依然として進行しており、現状のまま推移すれば、生態系の破壊、伝染病の拡大、異常気象の発生等、様々な影響が予測されています。

日本は、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減し、2050年までにカーボンニュートラルの実現を掲げています。2023年度の温室効果ガスの総排出量は約10億1,700万トンで、2013年度比で27.1%削減となり、カーボンニュートラルの実現に向けて過去最低値を記録しました。家庭部門では2030年度までに2013年度比66%の削減が求められており、省エネルギー等の家電製品への買替えや、節電・省エネに関するライフスタイルの見直し等、各家庭での取り組みが重要だと考えられています。また、事業者への環境対策に関する学習会の開催や啓発活動を強化していくことも求められています。例えば、連合では「連合エコライフ」として、一人ひとりが職場や自宅等で日常から実践できる「環境にやさしい行動」を周知しています。

環境対策については、国や都の方針や政策を意識しつつも自治体が主体となって取り組むための課題整理や、自治体間連携を進めていくことが必要です。再生可能エネルギーの普及や、節電・省エネの意識醸成、企業への環境対策支援等、長期的な視点を持って取り組みを強化していかねばなりません。

2022年に策定された「東京都環境基本計画」では、安全、安心、快適な世界都市東京をめざすため、様々な達成目標を掲げています。2030年までに一般廃棄物のリサイクル率を37%にすることや、食品ロスの発生量を2000年度比50%削減すること、家庭と大規模オフィスからのプラスチック廃却量を2017年度比40%削減等も目標としており、地域資源を最大限に活かしながら、地域の活力を高める取り組みを推進しています。また日本の食料自給率は38%(2022年度)と海外からの輸入に大きく依存しているにも関わらず、現在も多くの食品が廃棄されているため、食品ロスが発生しないため意識の醸成や仕組み作りや、フードバンクとの連携による有効活用等を進めていく必要があります。また農業がもたらす多面的な機能や価値に着目し、食料自給率の向上や自然環境の保全等に向けた取り組みも地域で求められています。

多摩地域の森林は、東京都全体の面積の24%を占めます。これらの森林は木材の供給だけでなく、樹木の光合成によって二酸化炭素を吸収し樹木内に蓄積するため、カーボンニュートラルの実現にも寄与する存在です。多摩地域の森林における広葉樹の育成や、花粉の少ないスギ等への植え替え、間伐材である「多摩産材」の利活用とそのため周知啓発、林業の後継者への支援、「連合東京の森」保全活動等、資源循環型社会の構築に向

けて、取り組みを進めていくことが重要です。また、有機フッ素化合物（PFAS）については、実態調査や研究が日本で進められています。水道事業は自治事務のため、国、東京都と連携し、科学的な調査分析を踏まえ、発生源を特定する等の今後の対策や住民への正しい情報提供等の取り組みを進めることが重要です。

1. カーボンニュートラルへの対応について

- (1) 地球温暖化防止対策推進法（地球温暖化防止対策の推進に関する法律）に基づき、2030年までに東京都の掲げる2000年比で温室効果ガスの50%削減に向けて引き続き取り組みを強化すること。
- (2) 環境にやさしい自動車の普及、省エネ住宅等、導入を積極的に進めるとともに補助金についても示すこと。
- (3) 自然資源の節減や環境保護に寄与する再生可能エネルギーの導入・普及について、具体的施策を示すこと。
- (4) 環境対策に関連した技術・事業・産業や環境技術の研究・開発・導入に対する支援策を示すこと。

2. 資源循環型社会の実現について

- (1) 3R（Reduce リデュース・Reuse リユース・Recycle リサイクル）の取り組み推進に当たっては、廃棄物等の発生抑制に関する取り組みを積極的に推進し、廃棄物処理計画や個別収集等、具体的施策を示し、目標値に対する成果を公表すること。また、SDGsの考えに沿った具体的施策を示すこと。
- (2) 循環型社会の構築をめざし、水資源の節約・有効利用について、具体的施策を示すこと。
- (3) 日本国内での廃プラスチックの保管量が増大している。プラスチックの不適正処理が行われないう、周知を図るとともに、プラスチックのリサイクル化等、持続可能な利用に向けた今後の取り組みを示すこと。

3. 緑地・農地・山林保全の取り組みについて

- (1) 農林水産業に関わる国や東京都の助成金・交付金の積極的活用に関する広報や関係機関との連携を通じて、水と緑を守る農業、林業における後継者育成や若手希望者への支援を行うこと。
- (2) 東京都「森づくり推進プラン」「多摩地域森林計画審」を基に、森林保全が重要であることを市民に広く周知し、豊かな森づくりに向けて、森を守る運動を推進すること。
- (3) 多摩産材や森林整備の普及・促進を図るため、東京都森林協会と連携し自治体で、認定も含めた東京都「多摩産材認証制度」の普及・活用状況を示すこと。

4. 多摩地域において発がん性の疑われる、有機フッ素化合物（PFAS＝ピーファス）について東京都と連携して行った調査内容を公表すること。また、今後の対応策について示すこと。

III 持続的な自治体政策と行政のあり方

1 持続的な財政施策と財源確保

《基本要求的考え方》

1947年施行の地方自治法は、現在に至るまで幾度も改正され、地方自治のあり方は変化してきました。2000年施行の地方分権一括法により、国と地方が対等に位置付けられたと同時に、市区町村には自治の基本的考え方と住民参画の運営が求められています。

地方公共団体の自治権、条例制定権は憲法と地方自治法で定められているものの、依然として条例の自治体自主制定権については認識が一致していません。市町村政への参加は住民の権利であり、住民の意見が政治に

的確に反映される仕組みづくりのためにも、自治基本条例、公共サービス基本条例の条例化に向けた取り組みを求めていきます。

こうした状況の中、大規模災害や感染症の大流行などの非常事態に国が地方に対応を指示できるようにする改正地方自治法が2024年9月に施行されました。国から地方への新たな指示権が設けられることは「地方分権の流れに逆行する」ものであり、指示権が乱用される懸念については、国が行使後に指示内容を国会に「事後報告」する義務が追加されたものの、自治体からの事前の意見聴取は努力義務にとどまりました。

昨今の厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められており、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争とあいまって低価格・低単価の契約や受注が増大しています。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じています。このような中、多摩地域では、いち早く、2009年に多摩市、2010年に国分寺市、そして2018年には日野市で公契約条例が制定されました。さらに、2025年4月1日に東村山市で条例が施行され、立川市、府中市では制定に向け検討委員会が設置されました。全国の公契約条例制定の動向をみると、多摩市の公契約条例制定過程がモデルとして提案される等、労働者のためのよりよい公契約条例制定に向けた取り組みが進んでいます。現在、公共サービスの質を向上させ、地域経済の活性化をめざし、公契約で働く人の雇用・労働条件を守るために、条例制定に向けて庁内検討会や学習会などを開催している自治体もありますが、引き続き、連合東京推薦議員と連携をはかり、取り組みを進めることが重要です。

公文書管理の問題について東京都は2017年に公文書管理条例を制定しましたが、多摩地域で条例化している自治体は八王子市・小平市のみとなっており、早急な条例化が必要です。公文書は住民共有の知的財産という観点から、規程・規則ではなく、公文書の作成・管理・保存・公開・活用を自治体に義務づける公文書管理条例の制定が求められます。2021年5月に可決されたデジタル関連法案については、個人情報保護の徹底した対策を講じるとともに、国民の懸念の払拭に向けた丁寧な説明を続けていく必要があります。

自治体DX推進については、対面サービスについてどう考えていくのか、また、市町村が主体的に事業を実施できるよう市町村のニーズに沿った支援策を求めていく必要があります。

2019年度税制改正大綱で、大都市の税財源を地方に再配分する「偏在是正措置」が拡大することになりましたが、地方分権の流れに逆行する措置と言わざるを得ません。真の地方分権を進めるためには、各自治体の自主的、自立した財政運営を行う必要があるため、国と東京都には税源移譲、東京都には当面、市町村総合交付金をはじめ、補助金拡充、算定方法に関する十分な事前協議等を求めていくことが重要です。

1. 入札に際し入札参加資格者として、男女共同参画機会、CO₂削減、男女間賃金格差解消等の状況を報告書により提出させること。
2. 自治体政策実現に資する入札に向け、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働条件の確保、雇用継続、障がい者雇用により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として未制定自治体は、ILO型の「公契約条例」を制定すること。
3. 各種審議会・委員会の委員は専門家だけでなく、住民（利用者）や労働者の声を反映できるよう連合の推薦する委員も含めた構成とすること。また、福祉事業を中心として、各行政事業に対する苦情、疑問、相談に対応する第三者機関を設置し、市民オンブズマン、もしくはアドボカシー制度による住民、企業、学識者の他、連合代表の参画を行うこと。

4. 総務省の自治体DX推進計画では、2026年3月までに、自治体の情報システムの標準化・共通化、介護保険や各種税金、国民年金等を標準化、共通化していくこととなる。については、対面サービスについてどう考えていくか、自治体の考え方や更なる情報管理の徹底と強化について進捗状況を示すこと。
5. 公文書は住民共有の知的財産と行政の説明責任を果たすという観点から、規程・規則ではなく、公文書の作成・管理・保存・公開・活用を自治体に義務づける公文書管理条例を制定すること。
6. 財政制度（東京都市町村総合交付金について）
 - (1) 地方税の一部国税化については、地方分権に逆行するものであり、住民サービスの低下が生じることが懸念されるため、国や東京都に対して地方への税源移譲を求めていくこと。
 - (2) 東京都に対し、交付金、補助金の拡充や算定方法に関する十分な事前協議を要請すること。また、市町村総合交付金制度の在り方について検討を働きかけること。
7. 自治体版中小企業憲章である中小企業振興基本条例の制定に向けて、条例制定に向けた審議会や振興会議の設置をすること。条例では地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。
8. 2024年の改正地方自治法については、自治権が損なわれるため、国の補充的指示に対し慎重に対応を求めるとともに、国と地方が対等な関係であることを前提に事前協議を求めること。

2 男女平等参画、ジェンダー平等、共生社会

《基本要求的考え方》

少子化・人口減少が進行する日本において、女性の労働が促進され、活躍の場が拡大しています。しかし一方で、働く女性の中での非正規雇用の割合は53.7%（2023年、総務省「労働力調査」）と依然として高い水準にあり、男女間賃金格差を広げる要因の一つとなっていると考えられます。この要因の解決には、正規雇用への転換促進による雇用安定や、同一労働同一賃金による処遇改善が必要です。また近年では、晩婚化、晩産化、少子化によるダブルケアも課題となっています。

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ報告書（2025年）」によると、教育分野と健康分野については比較的高い水準にあるものの、日本の男女間賃金格差の度合いを示すジェンダーギャップ指数は世界148か国中118位と、依然として主要先進7か国中最下位で、アジアの中でも後れをとっています。特に「政治」と「経済」の分野で女性の進出が後れており、東京都産業労働局の「男女雇用平等参画状況調査（2025年度）」においても、都内企業の女性管理職の割合は18.9%と依然として低い水準となっています。あらゆる意思決定の場における女性参画を拡大し、自治体や企業、労働組合が一体となり、真の女性活躍を進めていくことが求められています。

加えて「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」では、人材育成を軸とした企業等における女性活躍や女性の所得向上・経済的自立、個人の尊厳と安全・安心が守られる社会の実現等の重点事項を掲げています。男女間賃金格差の対応では、出産を契機に多くの女性が非正規雇用化する「L字カーブ」の解消に向けてリスクリソング支援や就職支援の取り組み、男女間賃金格差が大きい5つの業界（金融業・保険業、食品製造業、小売業、電機・精密業、航空運輸業）に対し、各業所管省庁等を通じた実態把握・分析・課題の整理を行い、アクションプランの策定を促し、取組を進めていく旨の内容が明記されています。また、公

務部門においても、女性活躍に向けて参考となる地方公共団体の好事例の横展開を図ることも盛り込まれています。

このことから、女性活躍推進のためには、固定的性別役割分業意識の見直しと、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の払拭が必要です。課題解決のためには、女性だけでなく男性も含め、長時間労働を前提とした働き方の見直し、社会全体の意識改革を行い、誰もがワーク・ライフ・バランスを保つことのできる労働環境の実現をしなければなりません。

さらに、2024年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法（育児介護休業法）が改正されました。今回の改正においては、子の年齢に応じた仕事と育児の両立支援に対するニーズへの対応や、介護離職を防止するための制度の周知強化、男性の育児休業取得をはじめとする数値目標の義務付け等が行われました。また、東京都産業労働局の男女雇用平等参画状況調査において「男性の育児休業取得率」は54.8%（2024年15.9%増）と男性の育休取得者が増加する一方で、男性の取得期間に関しては3ヶ月未満が6割を占めており、対象者が安心して希望する期間を取得できる制度が求められます。雇用形態や性別、家庭環境に関わらず、誰もが仕事と生活を両立できる職場・社会の実現に向けて取り組む必要があります。

共生社会の実現については、2023年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。職場、地域において性的指向・性自認（SOGI）に関するハラスメントが起きないように理解増進を継続的に進めていく必要があります。また、日本全体で外国人住民の人口比率は年々上昇傾向にあり、就労や医療、防災、保育、学校等の支援の必要性が高まっています。同様に多摩地域においても、外国人住民の割合が年々増加傾向にあり、多文化共生に向けた支援体制の整備が急がれます。具体的には、就労・教育・医療・子育て・防災など、日常生活のあらゆる分野において、言語や制度の壁を超えたサポートが求められています。一部自治体では、生活相談窓口の多言語対応や外国人向けの防災訓練が始まっていますが、全域での実施には至っていない現状があります。長期的な視点をもったまちづくりの考えのもと、誰もが安心・安全に暮らせる共生社会の実現に向けた早急な取り組みが求められています。

1. 男女平等の視点に立った社会制度の構築・慣行の見直し

- (1) 自治体における女性管理職比率が目標に対し低い要因を明らかにし、対策を行うこと。
- (2) ダブルケアに直面する労働者が増加傾向にあり、情報収集が必要なことから、実態を把握し、介護と育児を同時に相対できるような対応をより一層図り具体的施策を示すこと。
- (3) 単身高齢女性の貧困が増加していることを受け、実態を把握し、自治体の取り組みを検討すること。
- (4) 特定事業主行動計画に基づき、自治体職員内の監督職の育児休業取得率を上げ、男性も育児休業が取得しやすくなり、更に希望する日数が取得できるよう、代替職員の配置等の職場環境の整備を行うこと。その上で、男性が育児する上で必要な知識等を学べるセミナーなどについて具体的な取り組みがあれば示すこと。

2. 性に関する心とからだの健康

- (1) 義務教育段階において、リプロダクティブヘルス/ライツの知識普及をはかる健康教育を充実させること。
- (2) SOGI に対する正しい知識と職場での理解が進むよう周知啓発に取り組むとともにパートナーシップ制度の構築等 SOGI に関するハラスメント禁止について、関連する規定への明記を行うこと。更には誰もが住みやすい自治体であることを、首長、議会、または双方が宣言し、広く公表するとともに具体的な施策について示すこと。

3. 共生社会の実現に向けて

- (1) 誰もが生き生きと生活できる共生社会の実現に向け、安心して暮らせるまちづくり条例を制定すること。
- (2) 外国人の子どもが、義務教育を受けられるよう、就学状況と各種公共サービスが受けられているか実態を把握すること。また、日本語教育（指導）が必要な児童・生徒は増加傾向にあることから、支援体制を促進し外国人が住みやすく働きやすい地域社会を作っていくための具体的施策を示すこと。

令和7年10月30日

国立市教育委員会 教育総務課長

齋藤 隼人殿

国立市立国立第一小学校

PTA

教育環境改善要望書

時下、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、国立第一小学校の児童のために格別のご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

このたび本校PTAでは、児童がより豊かで充実した学校生活を送ることができるよう、保護者及び教職員を対象に教育環境に関するヒアリングを実施いたしました。

これらの結果を踏まえ、学校長及び副校長との協議および現地確認を行い、課題を共有させていただき、改善を希望する部分につきまして次頁以降にまとめました。

児童が安心して学び、のびやかに過ごすことのできる教育環境の整備に向け、速やかなご対応を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

要望内容

1. 空調機、特に冷房機能の維持及び向上(優先度高) 2
2. 雨漏り水漏れ箇所の改善 2
3. 廊下及び洗面手洗い所の改善 2
4. 校舎内壁面の改善 3
5. 階段踊り場における格子窓の改善 3
6. 校舎北側の建物屋上の改善 4

1. 空調機、特に冷房機能の維持及び向上(優先度高)

今夏、本校において一部空調設備の冷房機能が十分に作用しておらず、教室内の温度管理が困難な状況が続いておりました。これに伴い、授業は冷房の効く教室への移動や、日光を遮るなどの工夫を講じながら実施されておりましたが、児童・教職員ともに厳しい環境下での対応を余儀なくされました。

近年の猛暑の影響により、夏季休業明けにおいても高温の日が続く傾向があり、児童および教職員は熱中症対策を講じながら日々の教育活動を継続してまいりました。当該設備については、定期的な清掃等の管理がなされていることは承知しておりますが、教育環境の維持はもとより、安全確保の観点からも、早急な改修対応をお願い申し上げます。

2. 雨漏り水漏れ箇所の改善

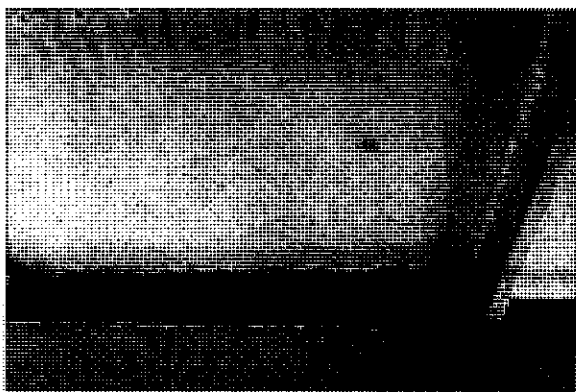
2階1年2組の教室で雨漏りがあったそうです。校舎の改修工事が予定されていますが、内壁の雨漏り水漏れが改善されるかは定かではありません。

引き続き本校と連携し、早急に改善いただくようお願い致します。

3. 廊下及び洗面手洗い所の改善

本校のトイレにつきましては、改修工事が施され、清潔で快適な環境が整えられたことに感謝申し上げます。一方で、一部廊下及び洗面所につきましては、長年の使用により全体的に汚れが目立ち、特に洗面台や床面には黒ずみ等の劣化が見受けられる状況です。

児童が日常的に使用する場所であることを踏まえ、衛生面および快適性の観点からも、廊下及び洗面所の改修をご検討いただきたく、お願い申し上げます。



教室の廊下側より撮影した箇所



洗面手洗い場

4.校舎内壁面の改善

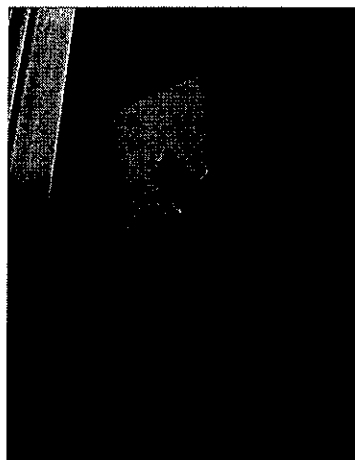
校舎内の各所において、廊下の壁面にひび割れが多数確認されております。中でも一部には穴が開いている箇所もあり、今後の損傷拡大が懸念される状況です。

これらの劣化は、児童の安全確保および教育環境の維持の観点からも看過できるものではなく、早急な対応が望まれます。

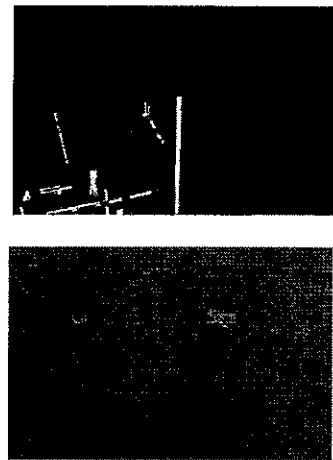
つきましては、校舎壁面の状態をご確認のうえ、必要な改修措置をご検討くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



壁面



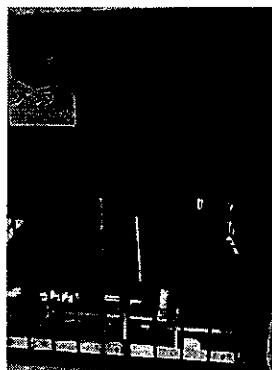
階段踊り場の壁面の穴



壁のひび割れ

5.階段踊り場における格子窓の改善

校舎内の階段の踊り場に設置されている部分につきまして、現在、金属格子および窓ガラスが備えられておりますが、格子の隙間が狭いとはいえ、小さな子どもが身体の一部をはさみ込んでしまう、あるいは体格によってはすり抜けてしまう可能性も否定できず、児童の安全確保の観点から注意が必要と考えております。また、窓の位置が階段の踊り場付近であることから、物品の落下や衝突による事故のリスクも懸念されます。つきましては、当該箇所の設備について安全性の再確認を行っていただき、必要に応じて改修・補強等の措置をご検討賜りますよう、お願い申し上げます。



階段踊り場の格子窓

6.校舎北側の建物屋上の改善

本校北側建物の屋上において、排水不良と思われる水たまりが確認されております。加えて、落葉の堆積や防護ネットの設置などの状況から、何らかの工事が進行中または予定されているものと推察されますが、現時点ではその工事内容や目的が明確にされておらず、保護者・関係者の間で不安の声も聞かれています。

屋上に水が滞留する状態は、建物の防水性能の低下や構造への影響を招く可能性があるほか、児童の安全確保の観点からも懸念される事項でございます。特に、今後の台風や豪雨等によるさらなる水量の増加や、設備の劣化による事故等のリスクも否定できません。つきましては、必要な改修が適切に行われるようご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。



校舎北側の建物屋上

以上

要 望 書

一般社団法人 北多摩建設業協会
国立市建設業協会

令和7年10月30日

国立市長
濱崎真也様

一般社団法人北多摩建設業協会
会長 白石勝也
国立市建設業協会
会長 古溝宗一

公共事業費の確保及び地元中小建設業者の
受注機会の確保に関する要望について

平素は私ども一般社団法人北多摩建設業協会及び地元国立市建設業協会の会員が格別のご指導とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、建設業は慢性的な技術者および技能労働者の不足や原材料費・燃料価格の上昇などによる物価高や人件費の高騰などが重荷となり、経営が立ち行かない中小企業が急速に増加している現状です。

ご高承のとおり、地元建設業者の経営不振は、個別の企業の問題にとどまらず、関連する下請け企業、資材等の納入業者の連鎖倒産や建設労働者の雇用問題を招くなど、地域経済に与える影響は計りしれません。地域経済の活性化はもとより公共工事の品質確保のためにも、本年度予算を上回る高水準の公共事業費の確保が喫緊の課題であると考えられます。

首都直下型地震が30年以内に70%の確率で発生すると想定され、多摩地域は立川断層をかかえており、災害時には地元建設業団体と北多摩建設業協会が連携を取り、初期対応および緊急対応を含めた復旧対応に取り組んでまいります。

こうした現下の社会状況において、いまこそ公共事業本来の役割に立ち返った施策が必要な時であり、災害対策など住民が魅力と安心感を持てる社会資本の整備・街づくりの推進は、多くの市民が望んでいるところでもあります。

私たちは、北多摩地域の社会資本の整備や防災の担い手として、時代の要請に応えられる力強い地場産業を目指して日々努力を積み重ねております。

自治体行財政の厳しい状況は十分理解できますが、豊かで多様性のある地域社会を形成するために、地域に密着している地元中小建設業者、とりわけ国立市建設業協会々員並びに隣接地域の北多摩建設業協会々員に対して格別のご高配を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

1. 公共事業費の確保について

市財政が大変厳しい状況にあることは十分に承知しているところですが、大地震や集中豪雨による土砂災害の危険が高まってきています。市民の生命・財産の安全確保に直結する公共事業の推進は、緊急の重要課題であると考えられます。

公共施設の耐震補強工事、雨水幹線の整備、歩車道の拡幅、段差解消等を含めたバリアフリー化、児童公園整備など、地域住民の安全・安心のための施設整備・街づくりを最優先事業として、所要の予算を確保されるよう強くお願いいたします。

2. 地元中小建設業者の受注機会の確保について

災害発生から72時間の対応次第で生死を決するといわれているとおり、災害発生時の初動体制が防災上非常に重要な要件であることはいまでもありません。自然災害の多くは広範囲にわたり甚大な被害をもたらす性格上、各自治体独自の体制を整えることが急務と考えられます。地元建設業協会の殆んどが市当局と道路啓開等応急対策の協定を結んでおり、非常時には災害現場にかけつけ、市当局とともに市民の付託に応えたいと願っております。しかしそのためには、地元建設業者の健全な経営状態が不可欠であり、何よりも常日頃から地元建設業者が施工や維持管理などに関わり状況を把握していることが肝要なことであります。また私どもは、地域の自治体への納税を通じて地域の発展に貢献するなど、共存共栄の関係を強く望んでいるところであります。

(1) 近時、全国展開する大手ゼネコンが官民を問わず地元業者でも十分対応でき得る中小レベルの発注工事に参入してきております。地元建設業者の育成と地元経済の振興を図る上からも、地元中小企業の受注分野の確保について特段のご配慮をお願いいたします。同時に、市民の日常生活に深く関わる貴市公共工事の発注に際しては、市域内に「本社」の在る地元協会員を最優先にご指名くださるようお願いいたします。

(2) 工事の発注につきましては、小規模工事においても債務負担行為を活用して、なお一層の平準化促進をお願いいたします。

(3) 共同企業体方式を採用する大型工事については、地元建設業者のJV参画が可能となるようなご配慮と併せて、地元業者同士でのJV結成についても最大限のご配慮をお願いいたします。

3. 適正な価格による入札契約と品質の確保について

いわゆるダンピング受注は、次世代まで末永く使用していく公共施設の品

質と安全性の確保が危ういばかりか、企業の健全経営を阻害し、倒産など履行の確保さえも危惧されるものであります。

適正履行と品質確保のために、採算を度外視した超低価格入札者の排除の徹底をお願いいたします。低入札価格調査制度の活用や、価格のみによらない技術力、地域社会への貢献度等の総合的な評価による発注システムの構築など、更なる改善が望まれます。なお、総合評価方式の導入・拡充の際には、「市内本社の所在」や「災害対策協定締結の有無」等を加点項目として採用していただき、地域建設業者の優先度を考慮した制度の構築をお願いいたします。また、採算性度外視の超低価格入札による契約は、さまざまな弊害があります。品質確保、適正な履行のためには適正な予定価格の設定とともに最低制限価格の引き上げをお願いいたします。

4. 実勢価格による適正な積算及び設計変更について

現在、原材料費・燃料価格等の上昇、人件費が高騰しています。適正な積算とともに資材単価や人件費などのスライド制度を導入して、適時適正な設計変更手続きをお願いいたします。また、落札後の工事積算内訳書の「開示制度導入」をお願いいたします。

5. 前払金制度について

厳しい経済事情の中、よりスムーズな運転資金確保の為、前払金の支払い限度額の撤廃または引き上げと併せて、前払金の使途範囲を拡大し、現場管理費等を含めてくださるようお願いいたします。

6. 公共工事代金債権信託制度導入について

公共工事を受注・施工する元請け業者が資金調達を円滑に行われるように、工事代金債権を対応できる金融機関に譲渡することにより、工事の施工過程において出来高に応じた資金調達をすることができる制度で、すでに東京都や都区内市区町村の自治体等で制度が導入され、活用されております。

この制度を導入することにより、市内業者の資金繰りの支援、そして安定した工事の施工が期待でき、公共工事の品質の確保等の観点から当制度導入の検討をお願いいたします。

7. 優良工事市長表彰制度の導入について

景気不況の影響を受け、各企業は技術者の不足が問題となっております。

市の発注工事で優良工事には、市長表彰制度を導入して頂くと工事現場の担当者および下請企業者などの励みになり、次回の発注工事に良い影響を及

ぼすと考えます。当表彰制度の検討をお願いいたします。

8. 緊急時の待機料について

降雪や台風などで悪天候が予想される際、市当局から待機指示があります。各企業は、天候状況を見て、事前に職員確保の連絡をしております。現在、職員の待機時間は、各企業が負担している実態があります。出勤しない場合でも待機料支払いの検討をお願いいたします。

9. 技術者の緩和措置について

各企業は、従業員の高齢化などに伴い、技術者不足が深刻化しております。当北多摩建設業協会は、国会で成立した建設関係の改正三法を受け、平成 27 年度より毎年「若年者入職イベント」として企業説明会などを開催しているところですが、なかなか採用が進まない状況です。技術者不足は、入札不調の原因の一つになっており、請負金額や施工場所等を勘案のうえ、現場代理人・主任技術者・監理技術者等の兼任などの緩和措置拡大をお願いします。

10. 働き方改革の推進について

働き方改革達成に向けて、工事発注に当たっては時間外労働・週休 2 日制・降水などの気象状況を考慮した、余裕を持った適切な工期設定と必要な労務費や経費の補正などの予算措置（積算）をお願いします。

令和 7 年 6 月から企業における熱中症対策が義務化されたことから、工事現場においても工期の見直しと熱中症対策費の対象工種を拡大していただきたい。特に屋上防水や舗装工事等、高温環境下での作業が避けられない工種においては、熱中症リスクが著しく高いため、作業時間の制限を含めた工種ごとの対策について検討をお願いします。

気温の上昇が予め予想される工事においては、熱中症対策に要する費用が適切に反映されますよう、補正係数を予め発注時の設計価格に組み込んでいただきたい。「熱中症警戒アラート」発令時には、発注者側からの工事中止の発出や工事中止に伴う費用の実費精算等をお願いしたく、これらの施策に対する予算確保を要望します。

また、工事・検査関係書類の削減・簡素化について、より一層の「書類の削減・簡素化」をお願いします。

11. 随意契約の活用について

今年 4 月の地方自治施行令改正により、随意契約の限度額が引き上げられました。現在、中小・零細企業は経営が立ち行かない企業が急速に増加して

いるとともに、公共工事離れの企業も多数見受けられます。今回の随意契約改正を積極的に活用して、地元中小・零細企業の育成に協力をお願いいたします。いつ起こるか分からない首都直下型地震などの災害時に応急措置を踏まえ活動するのは地元中小建設企業だと考えています。

12. 電子契約の導入について

東京都は、工事請負契約において電子契約を導入しております。電子契約は、契約書に収入印紙が不要になるため、中小企業は大変助かります。市契約においても、導入の検討をお願いいたします。

以上について、11月末日までに(一社)北多摩建設業協会まで、ご回答をいただければ幸甚に存じます。

令和7年11月2日

国立市教育委員会 教育総務課

総務課長 津田様

国立第八小学校

八小父母と教師の会 渉外委員

施設改善要望書

この度、児童の安全確保および快適な学校生活のため、下記4点について施設改善のご検討をお願い申し上げます。全校保護者アンケート結果をもとに、緊急性・必要性の高い項目を選定いたしました。

1. トイレ・水回りの衛生環境の改善

児童用トイレの老朽化により、「汚い」「臭い」「使いたくない」といった声が多数寄せられています。

中には「暗くて臭いから、家まで我慢して帰ってくる」という児童もあり、衛生面・健康面・心理面のいずれにおいても深刻な課題となっています。

近年、家庭のトイレはほとんどが洋式化されており、児童が和式で排便することは難しい状況です。しかし現在、男子トイレの約27%、女子トイレの約14%、全体で約19%が依然として和式トイレのままとなっています。

児童が安心して使用できるよう、トイレの洋式化、非接触型洗浄設備の導入、および定期的な消毒・清掃体制の強化を要望いたします。

2. 校門・玄関のセキュリティ強化（オートロック化等）

本校の教職員・来賓用玄関は門がなく、歩道に直接面しているため、誰でも容易に校舎内へ入ることができる状況です。万が一、不審者が侵入を試みた場合も、校舎内に立ち入ることが可能であり、重大な安全上のリスクを抱えています。

以前から保護者や地域の方々より不安の声が上がっていましたが、立川市の事案を受け、さらに不安が高まっています。「児童の安全確保のため、早急な対応を求める」との意見が多数寄せられています。

児童が安心して学校生活を送れるよう、玄関のオートロック化やインターホン設置など、来校者を確認できる体制の早急な整備を要望いたします。

3. 正門付近への防球ネット設置

校庭のサッカーゴールの位置関係上、ボールが正門側の道路に飛び出す危険があります。通行人や児童の安全を脅かすおそれがあり、通行中の自転車や自動車に接触すれば、大きな事故につながりかねません。

実際に、正門付近にお住まいの保護者の方から「ボールが飛び出して危険」との報告が複数寄せられています。また、学校の教育活動に加え、休日の学校開放では地域のサッカーチームも使用しています。

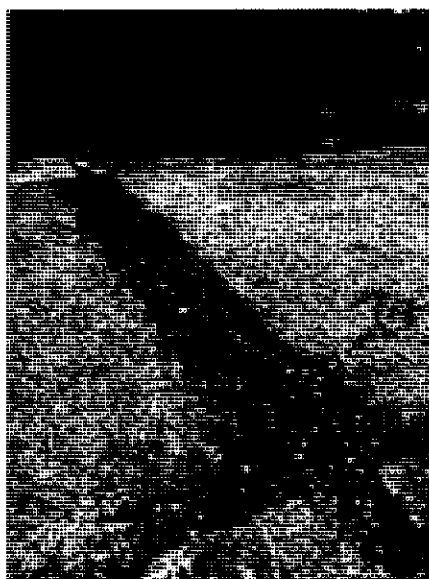
児童が安心して伸び伸びと活動できるよう、また事故防止の観点からも、正門付近への防球ネットの設置を強く要望いたします。

4. 校舎前犬走りコンクリート部分の引っ張り撤去

正門から児童用昇降口まで続く校舎前の犬走りに、黒いひも状の突起物が残っており、児童がつまづく事例が複数報告されています。この部分はコンクリートのため、転倒した際には土の校庭よりもけがが大きくなりやすい状況です。

安全確保のため、正門から昇降口までのコンクリート部分に残る黒い引っ張りの早急な撤去を要望いたします。

(参考写真添付)



子どもたちが「安全で安心できる学校生活」を送れるよう、上記の点についてご検討・ご対応をお願い申し上げます。

国立市長 濱崎 真也様

2026年度への 予算提案

国立・生活者ネットワークは、「市民が自治する」まちづくりを目指し活動しております。

市民が自治するまちの基本となるものは、情報公開と市民参加です。

世界中で起こっている夏の異常な気候を見れば、地球温暖化対策は急務です。

引き続き財政が厳しい状況は変わりませんが、是非、最優先に取り組んで頂きたいことを求めます。

*2026年度の予算化に向けてご検討のうえ、回答はできるだけ早く、
文書でお知らせください。

以上、よろしくお願い申し上げます。



2025年11月6日

国立・生活者ネットワーク

代表 大西 由紀子

国立市中2丁目5-1-10

TEL 042-574-8000

Email

【まちづくり・環境】

1. 国立駅南口駅前広場の再整備

国立駅南口は、市の玄関口であると同時に多様な世代が行き交う日常の生活空間でもあります。樹冠被覆率の向上をまちづくりの基本理念に据え、ウォークラブルなまちの象徴として森の駅構想に呼応し、公共のリビングとなる実施計画にすることを要望します。

- ・樹冠被覆率の向上を指標として明確に設定し、常緑樹・落葉樹・低木を組み合わせた多層的な植栽をおこなうこと。また樹木の選定について市民・地域住民・専門家の意見を取り入れ、植栽管理についても長期的に協働できる体制を整える
- ・東西広場の東側に交通導線と分離された芝生と小さな築山のある遊び場を整備すること
- ・自然との共生をめざす「森の駅」としては、可搬式樹木の使用はふさわしくないと考える

2. 都市計画道路 3・3・15 号線および 3・4・5 号線について

都の交通需要の縮小を踏まえ、都市計画道路の根本的な見直しを議論し、方向転換すべき時期に来ていると、生活者ネットワークは考えています。65年以上も前の計画である都市計画道路についても、地球沸騰化というこの時代に、貴重な湧水の川である矢川の自然環境を壊してまで作らなければならない道路とは思えません。

- ・3・3・15 号線は、中央分離帯のある 4 車線 28m 道路です。3・3・15 号線の矢川の交差部には、この近辺でもっとも高さを誇る屋敷林があり、静かな一角です。また 3・4・5 号線の交差部は、希少種の水生動物が生息しています。矢川の保全は国立市の方針であり、市民の願いでもある
- ・道路のために立ち退きが生じる家はもちろんのこと、周辺の住民の暮らしへの影響は大きく、地域コミュニティが失われることは重大である
- ・この地域は小学校や保育園に隣接しており、大型道路を渡ることの危険性が高い。さらに交通量の増加による大気汚染のリスクは深刻である

3. 谷保の田園環境の保全

南部に広がる谷保の田園地帯は、国立の原風景であり、市の生態系・景観・防災・環境教育を支えるかけがえのない資源です。しかし、農地の担い手不足により田園環境の維持が難しくなっています。

「田園居住地域」への用途地域変更を進めることで、農地をまちの一部として守る方向へ舵を切るべきと考えます。

- ・農地保全のための制度的基盤整備
谷保地域における「田園居住地域」指定を含む用途地域変更を進め、農地と低層住宅が調和した住環境と農場を守る
- ・田園景観と防災・環境機能の両立
谷保地域はハザードマップ上、浸水・内水氾濫のリスクがある地域であることを踏まえ、田んぼの保水機能を活かした緑のインフラとしての防災効果を明確化すること
- ・府中用水の年間通水と周辺緑化を推進し、樹冠被覆率の向上と景観維持を両立させること
- ・農と暮らしと教育がつながる谷保を目指して、地場農産物の活用や子どもの体験学習の充実を図る

4. UR 富士見台団地再生事業

富士見台地域のまちづくりについては、すでに市民協働のまちづくりを目指す「富士見台地域重点まちづくり構想」が策定されています。UR 都市機構計画に関してもこれまでの市民参加の流れを活かし、団地住民・市民・UR・行政の連携による地域福祉・生活環境・防災・緑の質向上を総合的に実現する再生が求められています。

- ・UR富士見台再生計画の策定にあたり、住民に加え市民も参加できる意見交換の場を設け、計画に反映できる仕組みを整備すること
- ・現在の団地内の樹木は市内の緑の環境に大きく寄与しています。団地再生に当たっては、できる限り既存に樹木を残し、緑のネットワークを意識的に創ること

5. 空き家・空き室・空き店舗対策

人口構造の変化や世帯構成の多様化、住宅・店舗需要の偏りにより、空き家・空き室・空き店舗が増加傾向にあります。これらの未利用空間は、防災上のリスクや治安への影響に加え、地域経済やまちの魅力の低下にもつながります。活気ある地域社会を維持するため、空き家・空き室・空き店舗の活用や管理の仕組みを強化する施策が求めます。

- ・空き家、空き室、空き店舗の情報を市民参加で管理し、防災・防犯対策に活用すること
- ・空き家・空き室を改修、リノベーションし、子育て世帯や高齢者向け住宅として活用できる制度を整備すること

6. 第4次都市計画マスタープランの改訂のポイント

国立市を取り巻く状況と大きな変化への対応として、今回新たに取り組まなければならない項目に地球温暖化対策があります。2022年国土交通省白書においても「脱炭素のまちづくり」の方向に舵を切っています。国立市においても「環境と経済の好循環」への取り組みを「都市マス」の重要なテーマに位置付けて欲しいと思います。また、街並み・景観保全の課題をこの機を逃さず取り組むべきと考えます。

地球温暖化対策の推進

自治体単位でのエネルギー創出(エネルギー自治)を推進することで、災害時のレジリエンス強化、地域雇用の創出、化石燃料からの脱却を進められると考えます。

- ・公共施設への太陽光パネル設置・断熱化を推進すること
- ・東京都の補助を一時的に市が補填することで、各家庭における太陽光パネル設置および蓄電池設置を推進し、非常時の電力確保とエネルギー自給を可能にする

街並み・景観保全の課題

昨年起きた富士見通りの積水マンション解体事件を通して、あらためて景観が地域の貴重な資源であることや、容積率400%で高さ制限なしの地域のすぐ隣りが高さ10m以下の一種低層住宅専用地域であることへの関心が高まっています。

- ・高さの上限を具体的な数字で示す高度地区の指定を視野に、住民の合意形成を図り、国立市の「まちづくり条例」を含め見直しを進めること

7. ごみ減量

ごみ減量と資源循環は、環境保全と市民生活の両立に不可欠です。生ごみの堆肥化やリサイクルの促進など、生活者が参加しやすい施策を拡充する必要があります。

- ・参加世帯を増やすことで家庭ごみの削減や資源循環を促進し、市においてコスト削減や運営効率化の費用対効果を見込み、現在 50 世帯上限の生ごみの堆肥化事業を 200 世帯に拡大すること

【子ども・教育】

1. 放課後の子どもの居場所の拡充

子どもたちが安全・安心に過ごし、学びや遊びを十分に享受できる環境の整備は、地域社会全体の持続可能な発展に直結します。特に、放課後の時間帯における学童やフリースペースの充実は、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、保護者の子育て支援にも不可欠です。

- ・学童やフリースペースにおける十分なスペースの確保と、支援スタッフの増員を推進し、子どもたちの体験格差・経験格差を解消すること

① 1人1台端末の利活用の拡充

- ・学校や自宅外の場でも、児童生徒が出席扱いで授業参加できる環境を整備すること
- ・端末を用いた授業参加やオンライン交流を可能とし、突発的な欠席や入院時でも学習の機会が保障される仕組みを推進すること
- ・入院時など医療機器への影響で、ルーター貸出が不可の場合も、代替手段による端末活用支援を整備すること

② 学校に行けない・行かない子どもとその保護者への支援

- ・学校以外の時間で当事者同士が集まれる場の設定・専門家の学習会などを開くこと

③ インクルーシブ教育の推進

- ・作業療法士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、子どもフルインクルーシブ教育推進のための人的配置を東京都に求めること

④ 産前産後支援の拡充

核家族化や働く女性の増加により、出産前に職場復帰や保育園手続きなどを計画的に進められるようになりました。しかし、出産後は母体の体調回復や子どもの体調など予期せぬ負担に直面することが少なくありません。現状では、産後のケアは経済的余裕のある世帯しか利用できず、制度の支援が十分とは言えません。無痛分娩で産むまでの支援があっても、産後のケアもセットで提供されることが必要です。

- ・出産後の母体ケアを、市が支援対象に含め、経済的負担なく利用できる体制整備をすること
- ・出産前から産後まで切れ目なく、母体ケアの支援が受けられる仕組みを構築すること
- ・産前から両親に対し産後の母体ケアや育児の実態を学べる教育・情報提供の場を設けること

【健康・防災】

1. PFAS（有機フッ素化合物）問題への対応

2025年度予算において、防災井戸の調査費用が盛り込まれたことは、地域の水源の安全性を確保するための重要な一歩です。調査結果の迅速な公表と、市民の健康影響を評価する広域的な血液検査の実施が求められます。また、全国的に実施されているエコチル調査（子どもの健康と環境に関する全国調査）では、沖縄県と神奈川県、東京都多摩地域の子どもだけが対象外となっており、これらの地域の子もたちについても同様の健康影響調査が必要です。市民の安全・健康を守るため、これらの施策の早急な実施を要望します。

- ・井戸調査結果を速やかに市民に公表し、透明性ある情報提供をおこなうこと
また、継続して水質検査項目にPFASをいれること
- ・PFASが検出された地域において、市民の健康影響を評価するための広域的な血液検査を検討すること
- ・エコチル調査対象外の地域の子もも対象となるよう調査を拡大し、地域ごとの環境影響データを収集すること
- ・PFASやその他化学物質（MCS）の影響を分析し、子どもたちの健康を守る施策に反映すること
- ・汚染源の解明と除染対策を国と都に引き続き求めること

2. 災害対策

高齢者施設や障がい者施設の入居者、継続的な薬物治療を要する方など、災害時の医療・福祉対応は不可欠です。加えて、近年の豪雨や地震など自然災害の増加に伴い、地域の安全・安心の確保は喫緊の課題です。

施設入居者の広域搬送計画の整備

- ・高齢者施設や障がい者施設など、災害時に移動が必要な入居者の広域搬送計画を策定すること
- ・緊急時の搬送先の確保や輸送手段、スタッフ配置などを検討・訓練すること
日常投薬が必要な人への対応（人工透析など）
- ・災害時でも毎日の服用が必要な方に対し、薬の継続供給体制を整備すること
- ・医療機関、薬局との連携、非常用薬の備蓄・搬送先への薬の配送計画などを含めること
医療、福祉と防災訓練の連動
- ・避難所のバリアフリー化、医療・福祉ニーズに対応した設備の整備
- ・避難訓練や防災計画において、医療・福祉施設の参加を必須とし、実際の薬・介護・搬送シナリオを想定した訓練をおこなうこと

【介護・福祉】

1. 介護制度の持続性確保

高齢化が進む中で、介護サービスへの需要は増大しており、介護保険制度の持続可能性が重要な課題となっています。安心して暮らせる地域社会を維持するため、地域包括ケアの充実や障害福祉サービスとの柔軟な連携など、制度の安定と効率的なサービス提供が求められます。

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅・通所・施設サービスを連携させること
- ・高齢者と障がい者が、介護保険サービスと障害福祉サービスを必要に応じて柔軟に利用できる仕組みを構築すること

2. 介護保険・介護予防に関する調査から

東京・生活者ネットワーク関連の調査機関が2024より行っていた調査のまとめが出ました。(自治体調査では国立市にも協力頂きました) 22自治体、58事業所の、訪問介護事業所・地域包括支援センター・介護サービス・介護予防に関する調査から見てきたことが沢山ありました。介護保険制度のわかりにくさや地域包括支援センターが地域住民の相談総合窓口になっていること。介護職の高齢化、人材不足が顕著であることなど。国立市にとっても参考になることはないか考えてみました。

- ・介護保険料の所得階層人口一覧から高額所得者の保険料より非課税世帯の保険料が低い場合が多い。国立市はかなり見直したとは思いますが、今後も検証は必要と思う
- ・介護職の報酬を全産業の平均給与と同等にし、事務職を専門職と同様な位置付けにする必要がある地域包括支援センターの役割

介護予防の名のもとに取り組む健康や生きがい、居場所づくりや地域づくりなどは、介護保険制度の中に置かず、一般財源で実施しても良いのではないかとの見解が示されています。

- ・国立市においても包括支援センターがワンストップの総合相談窓口になっている。一方、居場所づくりは、空き家活用や市民協働の重要な仕事があり財政政策からも検討すべきと思う

令和 8 年度
予算要望書

令和7年 11 月

立憲民主党

2025年11月10日

国立市長
濱崎 真也 様

立憲民主党
国立市議会議員 稗田美菜子

令和8年(2026年)度予算について

2025年日本国内におきましては様々な問題が大きな課題として表出しました。

働き手となる生産年齢人口の減少が続き、高齢化が急速に進んでいます。それに伴い、特に介護・医療・建設・観光といった分野で労働力不足が深刻化しています。また物価上昇(特に食品・エネルギー)が続く一方で、賃金上昇や実質賃金の回復が十分とは言えず、家計の暮らしに影を落としています。消費者心理の回復が鈍く、消費活動の伸び悩みが経済回復を抑える一因となっています。

高齢化に伴い、医療・介護など社会保障支出の増加が避けられず、財政負担の増大という課題と向き合っています。また、借金の水準も先進国の中で高く、今後の負担をどう抑えていくかが課題です。人口減少や地域間格差、高齢化の影響で地方の活力低下が懸念され、働き方・雇用の形の変化(非正規・リモート化など)に対処が十分ではなく、働く人々の安心につながる体制づくりも急務です。

特に子育て世代につきましては子どもを育てる上でのコストが相当な重荷になっています。また、早期教育・保育(0~2歳など)や補助金対象外の給食、制服、教材などが家計の負担になっています。

共働き世帯、特に保育園・幼稚園世代の親にとって、「働きながら子育て・家庭を維持する」ことが大きな課題です。研究では「ワーク・ファミリー・バランスに関する支援ニーズ」が高く、特に保育園児を持つ親が時間的・心理的に余裕を持ってない状況が明らかになっています。また、子育て中に相談相手が少なく孤立を感じる親が増え、AI等を含むツールに頼るケースも出ています。さらに、「子どもが登校を嫌がる」と感じる親が約37.8%に上るというデータも出ており、子育てをめぐる環境・人間関係の面でも課題が顕在化しています。

ひとり親家庭では経済的困難・時間的制約・社会的孤立が重なりやすく、子育て世代でも特に支援を必要とする層があります。また、障がいのある子どもを持つ家庭では「18歳以降の支援が途切れる」「親が就労を断念せざるを得ない」といった国立市でもずっと解決できない課題も社会化されました。

このように、子育て世代は「経済的負担」「時間・働き方の制約」「支援が手薄になりがちな家庭状況」という複合的な困難に向き合っています。

これらの課題を一つでも解決していくように以下の予算要望をいたします。

1 子育て・子育て支援と女性の包括的支援

○幼児教育の充実のための家庭保育における子育て支援としての私立幼稚園に対する専門職の巡回相談制度の創設

○公立幼稚園がない市内において市内全域で幼稚園教育を受けられる機会の存続

○加配が必要な子どものための幼稚園と保育所の補助金格差の是正

○しょうがいがある子もない子も働きながら育てられる学童保育や放課後等デイサービスの拡充や都立特別支援学校と地域行との連携強化及びしょうがい児も余暇を安心して過ごすことができるなどの総合的で切れ目ない支援の構築

○しょうがい児のタクシー移送における市内制限の早期撤廃

○しょうがいのある子もない子も宿泊も可能な緊急時一時預かりの創設とショートステイの拡充

○在宅レスパイトと在宅以外も利用可能な拡大制度の創設と早期実現

○第4公園以外におけるインクルーシブ遊具の設置と浅いプールの設置などをした水遊び公園の新設

○ひとり親医療費助成制度の補完システムの構築と職業訓練及び学び直しの機会の拡大

○女性支援としてのSRHRの教育等を通じた浸透と相談窓口等の創設

2 教育施策

- 学校現場における外国籍の子どもと家庭の包括的支援
- 学校教育における個別最適な学びの保障と支援が必要な子どもに対する個別支援計画の作成と評価基準の明確化
- 見え方支援拠点の創設
- 一人一台タブレットにおけるUDブラウザの使用が可能な環境整備

3 健康施策

- アピアランスケアの助成金は闘病の状況に応じた利用回数の制限の拡大と相談体制の確立
- 子どものがんリスク健診の創設に向けた調査と研究
- 乳がんの検診におけるエコー検査の導入
- がん検診の受診機会の更なる拡大と未受診者に対する効果的な勧奨とリスク検診の導入
- 在宅療養支援助成金制度の創設や教育機会の拡大などAYA世代のがん対策の充実
- 現役世代健診未受診者等への効果的な受診勧奨

○子宮頸がんワクチンの接種への勧奨及び男性接種の積極的広報

5 防災・減災対策

○富士山噴火による降灰被害への調査研究とそれらの対策

○災害時の備蓄のみならず給食等においてもアレルギー対策の徹底。また、災害時の備蓄品の配布方法の安全性の確保

○小学生高学年と中学生の応急手当講習の実施

6 未来に責任を持つ環境政策

○環境負荷低減のための対策については新しい技術は調査研究に留まらず、実際に活用するなど効果的な取り組み。

○プラスチックの水平リサイクルの推進

7 まちづくりについて

○南部地域における公共交通の充実

○国立駅南口整備については駅への送迎車両や駅周辺商店への配送業者等の駐停車場の確保

○南武線立体交差化については除却踏切箇所はアンダーパスなどの利便性の確保

8 持続可能な市役所に向けての対策

○自治体 DX に向けてはデジタル化による内部事務の作業量の軽減を図るとともに内容だけではなく価格の妥当性も検証すること

○慢性的な財政の硬直状況の課題を分析と対策。

○人材確保とやりがいのある職場環境整備のための職員研修とワークライフバランスの充実



令和7年11月17日

国立市長

濱崎真也 殿

一般社団法人国立市医師会

会長 春日井 啓悦

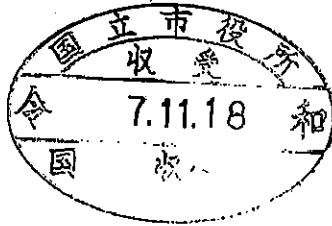
令和7年度9月（シルバーウィーク）休日診療事業日程について

日頃より、医師会事業にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和8年度の休日診療事業につき、ご検討をいただきたく要望いたします。

令和8年度9月は、20日（日）21日（月）22日（火）23日（水）4連休となっております。勤務する医師は5月GWと何ら変わらないため、GWと同様の委託料での休日診療運営をご検討いただきますよう宜しくお願い致します。。

国立市市長
濱崎真也 殿



一般社団法人国立市医師会
会長 春日井 啓悦

高齢者肺炎球菌予防接種要望書

日頃より、当医師会事業ならびに業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、現在、65歳以上を対象とした高齢者肺炎球菌予防接種は「23価肺炎球菌多糖体ワクチン（PPSV23：ニューモボックス®）」が実施されております。しかし、PPSV23は多糖体ワクチンであり、T細胞非依存性免疫のため記憶免疫が形成されず、効果持続が2～5年程度と限定的です。また、繰り返し接種による免疫低反応化（hyporesponsiveness）の懸念も指摘されております。一方新たに承認された21価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20：キャップボックス®）は、記憶免疫を誘導できるT細胞依存性ワクチンであり、PCV13に加え7血清型を追加した計20血清型をカバーします。このため、1回接種で長期間の予防効果が期待でき、再接種が不要という特性を有しています。つきましては、以下の提案をさせていただきます。

1. 現行のニューモボックス®定期接種制度の枠組みを維持し、行政負担額（助成金上限）を変更せずに、希望者がキャップボックス®を選択可能とする制度を導入する。
2. 接種者負担金をキャップボックス®接種時は、ニューモボックス®接種時と同じ負担金に、税込の現行のニューモボックスとキャップボックスの差額を患者負担とすることで、行政財政負担を増やさずに選択肢を拡大する。
3. 医療機関側での在庫・接種管理体制は医師会を通じて統一的に運用する。

なお、キャップボックス®を接種した場合には、長期的に再接種が不要となり、行政コストの総額削減が見込まれます。また、高齢者の肺炎球菌感染症発症率をより効果的に抑制でき、医療全体の抑制に寄与します。科学的エビデンスに基づく選択肢を市民に提供し、自治体のワクチン政策の信頼向上につながると考えます。

現行制度の枠内で、科学的進歩に即した柔軟な選択肢を市民に提供することは、公衆衛生の質を高めるうえで極めて重要です。本提案について前向きなご検討を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月18日

国立市長 濱崎 真也 様

会派公明党 幹事長 青木淳子
香西貴弘
山口智之

令和8年度予算編成に向けての会派要望書

激動の世界情勢や国内社会経済の動向、特に物価高の基調が継続する中、日夜行政の皆様には市政を取り巻く環境の変化に対応し、様々な場面において市民の要望にお応えできるようご尽力いただいていることと思います。

さて、こうした中、行政においては来年度予算に関する編成作業が進められている頃と思います。今年度も会派公明党としまして、次年度での予算化や事業の実施が行われることを求めたい内容について、以下に具体的な要望項目として列挙させていただきました。

様々な行政需要がある中ではありますが、これらの要望の実現にむけ前向きにご検討いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1. 行政改革に資するAIやチャットボットの導入を求める。
2. 未設置の市内公共施設でのWi-Fi環境の整備を引き続き求める。
3. おくやみコーナー(窓口)の設置を求める。
4. ごみ減量とCO2削減に資する傘のしずく取り器を公共施設に設置することを求める。
5. 庁用車入れ替え時には、平時から災害時まで総ての局面で価値を発揮し続けるフェーズフリーの観点からプラグインハイブリッド車の導入を求める。
6. 各公共施設での様々な支払い場面において、キャッシュレス決済も可能となるよう、システムの導入拡大を求める。
7. 市民参加や地域活性化を目指しボランティア活動等を促進するために、デジタル地域通貨を活用してのボランティアポイントの導入を求める。

8. デジタル地域通貨の普及と利用促進のために、利用決済額の内の一定額を有意義な目的のための積み立てに充てられるような仕組みの導入を求める。
9. 都が実施する技術系職員向け奨学金返済に関する支援事業の活用を求める。
10. 都の助成制度の成立を見極めながら、9価HVPワクチン接種の男性への接種費用助成制度の創設を求める。
11. 小児インフルエンザ予防接種の助成の対象拡大を求める。
12. 5歳児の健康診査の実施を求める。
13. 女性の健康寿命延伸に重要な骨粗しょう症健診の実施を求める。
14. 後期高齢者の人間ドック利用助成制度の創設を求める。
15. 認知症の方に寄り添うケア技法ユマニチュードの普及啓発を求める。
16. 認知症カフェの開催頻度の増加を求める。
17. 認知症の方の就労的活動の場(注文を間違える料理店等)との連携を求める。
18. 終活相談支援のための相談窓口の設置を求める。
19. 国立市居住支援協議会の早期設置を求める。
20. ICTを活用しての見守りや安否確認、孤独・孤立を解消するシステムの導入(見守り電空等)を更に検討するよう求める。
21. 高齢者活動団体を含む地域サークル等の活動をリアルタイムに伝え、把握できるようなホームページの整備を求める。
22. 市民主体の生活サポート事業の取り組みの事業展開が認知され、これからも継続的な運営が可能となるよう引き続き必要な支援を求める。
23. 矢川プラス敷地内に通行者も確認できるような時計の設置を要望する。
24. 矢川プラスこどもラボで実施している「発達サポーター養成講座」の継続的な実施を求める。
25. 国の動きに呼応して、専業主婦世帯の未就学児が幼稚園や保育園を定期的に利用のできる「誰でも通園制度」の早期実施を求める。
26. こども医療費助成制度において、残る200円の一部自己負担金について、市の負担をもって無くし、こども医療費が実質無償となるように求める。
27. 生活保護世帯への物価高騰支援として夏季及び冬季の加算の給付を求める。

28. 誰もが躊躇なく避難所を開設することが出来る「避難所開設キット」が、全ての避難所に導入されることを求める。
29. 城山公園のような防災機能を入れた公園を、ある一定の大きさの既存公園に拡げていくよう求める。
30. 非常時の備えに資するように、防災倉庫の増設を求める。
31. 自主防災組織に対し、夏場に活用できるビブスの支給を求める。
32. 災害時における自治体間での相互協力を目的に、移動式トイレ設備（トイレカー等）の導入を求める。
33. 避難所に「ほぼ紙トイレ」の備蓄を求める。
34. 女性を対象とした防災研修の実施を求める。
35. MCA 無線の通信訓練と共に災害訓練の実施を求める。
36. 国立アマチュア無線クラブとの災害時を想定した訓練の実施を求める。
37. 国の動向を注視しつつ、プライバシー保護のためのパーテーション在庫の確保や段ボールベッドなどいわゆる快適な避難所の構築に向けての施策の具体化を求める。
38. 試験的に取組中の生ごみの堆肥化事業の本格実施の際には、より多くの世帯が参加し協力いただけるよう、周知徹底の上、実施するよう求める。
39. LL アルミ紙パック類の資源化に向けての取組を開始するよう求める。
40. AIを活用した高度なごみ分別支援アプリの導入を行うよう市に求める。
41. 北第一公園の中央に位置する南北出口とトイレにつながる動線のコンクリート舗装などの整備を求める。
42. 公共交通空白地域解消のために、デマンド交通等の導入を求める。
43. 道路補修や修繕、白線の引き直しなど、緊急的な要請にも十分な対応がとれるような予算を確保することを求める。
44. さくら通りから国立市役所にかけて、視覚しょうがいしゃのための識別点字ブロックが敷設されるよう引き続き求める。
45. 通行時の安全性が十分配慮された矢川通りの道路と歩行空間の整備に向けて、早急に動き出すことを求める。
46. JR 国立駅ホームドア設置早期実現に向け JR へ再度の働きかけを求める。

47. 保護者からの要望が多い箇所に、通学路の安心安全カメラの増設を求める。
48. 猛暑日における登下校時の対策として、小学生に日傘の支給を求める。
49. 不登校特例校分教室の設置を求める。
50. 全小中学校に校内フリースクール設置を求める。
51. 給食配膳員の夏場の熱中症対策として空調ベストの配備を求める。
52. くにたち芸術小ホール内にあるピアノの更新が、順次適切に進められるよう要望する。
53. 市立小中学校の校庭にスプリンクラーの設置を求める。
54. 市内小中学校にナイター設備の導入を求める。
55. 小学1年生の朝の居場所づくりを求める。
56. コミュニティ施設において高齢の利用者の皆様の意思疎通を助けるために「軟骨伝導イヤホン」の設置検討を求める。
57. くにたちビジネスサポートセンターの継続的運営を求める。
58. 令和8年度も含めての予算執行が予想される政府の令和7年度補正予算措置によって、物価高対策等で苦しむ低所得世帯等の皆様にできる限り裾野を広げる形で支援ができるよう、国の交付金の活用等の検討を要望する。

以上

※要望事項の担当を裏面に掲載、問い合わせは各担当まで

1. 青木
2. 青木
3. 青木
4. 山口
5. 香西
6. 香西
7. 香西
8. 香西
9. 山口
10. 山口
11. 青木
12. 青木
13. 青木
14. 青木
15. 青木
16. 青木
17. 青木
18. 青木
19. 青木
20. 香西
21. 香西
22. 香西
23. 香西
24. 青木
25. 香西
26. 香西
27. 香西
28. 香西

29. 香西
30. 香西
31. 青木
32. 香西
33. 青木
34. 青木
35. 青木
36. 青木
37. 山口
38. 香西
39. 香西
40. 香西
41. 青木
42. 山口
43. 香西
44. 香西
45. 香西
46. 香西
47. 山口
48. 山口
49. 青木
50. 青木
51. 青木
52. 香西
53. 山口
54. 香西
55. 青木
56. 香西

57. 香西
58. 香西

2025年11月20日

国立市長 瀧崎 真也 様

日本共産党国立市議団
住友 珠美
矢部 新

2026(令和8)年度国立市予算編成に対する要望書

市職員の皆様におかれましては、日ごろから市政運営にご尽力いただきまして心より感謝申し上げます。新市政の発足から1年が経ち、いよいよ永見市政からの抜本的な転換が問われています。瀧崎市長並びに市行政に対し「人が中心の多文化共生の国立」を目指した予算編成の要望を致します。

国政においては、昨年の衆院選に続き参院選でも自民・公明が過半数割れとなり、物価高への無策と裏金問題への無反省に対する国民の厳しい審判が下されました。裏金問題については、長らく政権を共にしてきた公明党もさじを投げざるを得ないほどの無責任ぶりを露呈し、自民党政治は維新との連立によって更なる軍備の拡大と新自由主義むき出しの方向へ邁進しています。

一方、物価高をはじめとする暮らしの不安の捌け口を、外国人をはじめ弱い立場に置かれやすい人々にしわ寄せする言説が大きく広がっています。基礎自治体は、このような動きに断固として抗い、差別・排外主義を許さず、暮らしの困難に正面から向き合うことが求められます。

引き続き物価の高騰は相変わらず市民の暮らしと市内小規模事業者の経営に大きな影響を与えています。2026年度の予算編成に際しては、引き続き市長が掲げた公約の実現に向けて取り組むとともに、以下の要望を踏まえて新年度の市政運営を進めることを求めます。

記

1. 子ども・子育て

○基礎自治体の責任として、保育サービスの維持・充実のために今ある公立保育園を維持すること。

○国に保育士配置基準のさらなる引き上げを求めること。

○統一的なガイドラインの作成は困難とのことだが、全ての保育園が一定の保育の質

を担保できる基準を示し、基準に基づいた点検・検証をすること。

○学童保育の朝の延長保育料金は取らないこと。

○朝学童や校門の早期開放など、「小1の朝の壁」解消を教育機関と連携・調整の上進めること。

○ヤングケアラーの実態を掴み、専門の相談員や窓口の設置など必要な支援を行うこと。

○ヤングケアラー当事者が、自分自身のこども期を大切にすることを認識できるように、学校教育の中でヤングケアラーについて知る機会を設けること。

○「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」について、子どもを主体とした子どもの安心・安全が図られる事業とすること。

○子どもの居場所づくりを引き続き支援し、地域差の解消に努めること。

2. 介護・福祉

○介護利用料について、介護を必要とする人が金銭面の心配なく必要な介護サービスを受けられる制度とするよう、抜本的な改善を国に求めること。

○在宅と施設の両輪で支援を行う為に、特別養護老人ホームの増設、老人保健施設、グループホーム、小規模多機能型施設の拡充を図ること。

○地域包括ケアシステムの構築には的確な支援が必要であるため、ダイレクトに支援出来るふれあい牛乳、入浴券、高齢者保養施設利用助成金、高齢者入院見舞金について、元の適用範囲まで戻す・再開すること。

○介護施設等の慢性的な人員不足解消のため、直接支援も含めた国立市独自の処遇改善策を実施すること。

○市内で就労している介護従事者に対して、家賃補助などのインセンティブを与えられる施策を実行すること。

○先進事例を参考に、定期的・継続的な人材育成のためのスキルアップ研修を行う

こと

○家庭内介護/介助の実態を把握し、介護/介助をする側も含めた総合的な支援を行うこととケアラー支援条例の創設を行うこと。

○市内全公共施設のトイレにだれでもトイレを設置するとともに、介護用ベッドの設置を進めること。

○引きこもりや不登校など、社会との接点に課題を抱える方を総合的に支援する若者サポートステーションを創設すること。

○しょうがいや疾患などによって店舗の利用が困難な方が理美容サービスを受けられるよう、出張理美容サービスの実施や利用に際して補助を行うこと。

○市民が用いる集会所・会議室等について、高齢者やしょうがい者も使いやすい形にするため洋室化やキャスター付きの備品への更新を進めること。

3. 暮らし

○国民健康保険のセーフティネットとしての役割を踏まえ、国民健康保険税の値上げをせず、都に対して新たな財政負担を求めること。

○国民健康保険税において子供にも課せられるような均等割については、減免措置を取ること。

○人間ドックの補助を拡充するとともに、そのための財政支援を都に対し要望こと。

○疾病の早期発見・早期治療のため子宮がん検診や乳がん検診などの女性がん検診を2年に1回から1年に1回へ見直すこと。

○体育館利用者の60歳以上のグリーンパス制度をもとに戻し無料にすること。

4. 教育

○建設関係費用以外のソフト面での教育予算を増額し、一般会計に占める教育費比率を高めること。

○教育費の保護者負担軽減を図り、子供たちの学ぶ環境を充実させること(副教材・

鑑賞教室・修学旅行・卒業アルバム・移動教室・野外体験教室・制服代など)。

○東京大学をはじめ、国公立・私立で学費の値上げが相次ぐ中、学ぶ権利を保障するため、市独自の給付型奨学金制度を創設すること。

○上記を踏まえ、少なすぎる国や都の給付型奨学金制度の拡充や学費の低減を要望すること。

○30人以下を目指し、少人数学級をさらに推進すること。

○子どもの権利条約およびしょうがいしゃ権利条約に基づいて、すべての子どもが平等に学ぶ権利を保障するため、だれでも通える普通学級を目指し包摂性を高めるとともに、特別支援教育の選択肢を充実させること。

○教職員の多忙な業態や過重勤務をあらため、余裕のある教育環境づくりにつとめること。

5. まちづくり

○市道東2号線の横断歩道について、安全性を引き続き注視し、必要に応じて信号機設置等も検討すること。

○さくら通りにおける点字ブロック・歩行者待機場所と自転車進路が干渉する箇所において、危険を除去するための措置を取ること。

○都と調整し、国立駅から公民館までの点字ブロックを切れ目なく整備すること。

○谷保駅北口のベンチについて、雨天時にも使用できるよう措置をとること。

○「市民芸小ホール・市民総合体育館前」バス停に簡易的なベンチを設置すること。

○交通量の減少を踏まえ、甲州街道(都道256号線)の歩道の拡幅を周辺道路の如何に関わらず早期に実現するよう都に要請すること。

○交通不便地域や類する地域に対し、全ての市民の生活圏が保障されるよう交通手段の整備を図ること。

○第4次事業化計画に基づいた3・4・3号線や3・4・5号線、3・3・15号線、3・4・8号線、3・4・14号線の延伸築造計画は、60年前の計画であり現在のまちの状況に於いていないため、地元住民の反対の声を踏まえ撤回すること

○3・3・15号線については、環境影響評価について市独自の検証も行うこと。

○南武線の連続立体交差化に伴い廃止予定の坂下第一踏切と滝の院踏切について、周辺地域の交通が遮断されないよう調査・対策を進めること。

○国立市空家等対策計画に基づき、危険の除去や利活用を進めること。

6. 災害対策

○災害備蓄の増強のため、西福祉倉庫を活用して倉庫の増設を行うこと。

○民間との協定も含めて、災害時における物資供給のルート検証を行うこと。

○ジェンダー平等の観点から、防災会議や避難所運営委員などの男女同数を目指すとともに、女性や性的マイノリティの困難に対応できる避難所マニュアルを作成すること。

○防災・災害情報の多言語化や「やさしい日本語」での発信を行うこと。

○耐震シェルターの設置に対する助成を行うこと。

○防災協定を結んでいる一橋大学と、コロナ禍以降閉鎖が続いている通用口等の開放ができるよう協議すること。

7. 行政運営

○市管理職配置についてジェンダー平等の観点から事業主行動計画を達成させるとともに、男女同数の人員配置を目標として行うこと。

○市職員の働き方について行政サービスの質を担保する観点や、市職員の健康の維持を目的として残業を極力なくすため人員増などを含め具体的な対策を取ること。

○市民の投票権の行使を保障するため、希望者に対して車での送迎を実施すること。

○男女問わず育児休業が取れるよう組織体制の整備を図ること。

○生理休暇の名称を変更することで、取得のハードルを下げ、更年期等も含めた包括的な休暇としての性質を明確にすること。

○タブレット等を活用し、誰にでも分かりやすい窓口対応を徹底すること。

○各種審議会・協議会の公開原則を遵守し、開催日時や開催場所を各媒体で広く周知すること。

8. 環境問題

○IPCCの報告で示された目標を踏まえ、地球温暖化対策実行計画を踏まえた実効性のある対策を実施するために、国に対して引き続き要望すること。

○市内公共施設に太陽光パネルを設置するなど、再生可能エネルギーの活用を進めること。

○エネルギーの地産地消を目指し、地域での創エネ支援を行うこと。

○気候危機やごみ問題の周知と市民参加での対策を進めるため、環境市民会議を継続的に開催すること。

○農地・緑地の保全を市による土地取得も選択肢に入れて積極的に行うこと。

○OPFASに関し、調査を継続的に行うとともに、希望者の血液検査を補助すること。

○OPFASの流出源の特定や除染対策を国や都に対して引き続き求めること。

令和7年12月吉日

国立市長 濱崎 真也 殿

国立市教育長 雨宮 和人 殿

国立市立国立第一中学校

校長 田中 圭

PTA会長 平井 愛

国立市立国立第一中学校 PTA 校内施設改善等に関する要望書

謹啓

日頃より、国立市立国立第一中学校の教育活動、特に生徒たちの学習環境と安全の確保に多大なご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当PTAでは、生徒及び保護者にとってより良い学校環境を実現するため、本年7月に生徒・保護者等に向けたアンケート調査を実施いたしました。その結果、教育環境の維持・向上に関わる様々な建設的なご意見・ご要望が寄せられました。

これらのご意見を受け、教職員と保護者代表にて現地確認および慎重な協議を重ね、喫緊の課題と判断される事項を令和7年度の施設改善等に関する要望として、下記のとおり提出させていただきます。

つきましては、本要望書の趣旨をご賢察いただき、前向きなご検討をお願い申し上げます。誠に恐縮ではございますが、本要望に対する貴見を文書にてご回答いただくとともに、特に生徒の安全に関わる事項につきましては、可能な限り早期の実現に向けてご尽力いただけますよう、心よりお願い申し上げます。

敬具

記

1. トイレの洋式化及びバリアフリー化について

生徒・保護者アンケートにおいて、全てのトイレの洋式化を希望する声が多く寄せられました。現状、和式トイレを避ける生徒が多く、洋式トイレ前に列が生じるなど、施設利用に支障をきたしている状況が見受けられます。

- 全てのトイレの洋式化を強く要望いたします。特に1階東側トイレの個室について、男子トイレは3か所中2か所、女子トイレは6か所中3か所が和式トイレです。来客用玄関から最も近く、校庭での行事の際にもこのトイレを全員が使用することもあり、使用頻度が高いことから洋式への交換を強く希望します。現在の使用状況は、生徒が和式トイレが空いていても使用しないで我慢することもある状況です。至急改善を要望いたします。
- また、職員用トイレの洋式化についても、労働環境改善の観点から併せてご検討をお願いいたします。
- 安全な利用を促進するため、廊下との段差がない、十分な広さを有するバリアフリートイレの増設をご検討いただきたく存じます。

2. 男子更衣室の正式設置について

現在、教室棟において男子更衣室として使用している区画は、カーテンで仕切られた一角に過ぎません。一方、女子更衣室は扉付きの教室が割り当てられており、この環境の差は、生徒のプライバシー保護や更衣時における心理的な公平性の観点から看過できないと考えます。

- 男子生徒が安心して着替えられるよう、正式な独立した更衣室の確保をお願いいたします。

3. 職員更衣室の環境改善について

職員の更衣室は極めて狭隘であり、現状では男女が一つの室内をロッカーによる間仕切りで共有している状態です。

- 男女別の独立した個室として整備し、適切な広さの確保をお願いいたします。
- 先生方が安心して職務に専念できる環境を整えることは、生徒への対応に余裕を生み、ひいては教員の定着率向上や新たな教員確保に繋がる重要な要素であると考えます。この点につきましても、前向きなご配慮を重ねてお願い申し上げます。

4. 窓枠を含めた交換の検討について

現在使用されている窓には、開閉が困難なものや、無理に操作すると窓枠から外れそうになる危険な状態の窓が多く見受けられます。生徒からも、開閉時の落下・破損の懸念が寄せられております。

- 日頃よりメンテナンスにご対応いただいておりますが、生徒の安全確保が最優先であるため、応急処置ではなく、窓枠を含めた根本的な交換を視野に入れたご検討をお願いいたします。
- また、一部の窓について、採光や教室内の明るさの確保の観点から、すりガラスから透明なガラスへの交換をご検討いただきたく存じます。

5. 教室以外の小部屋への空調設備（エアコン）設置について

職員更衣室、給食配膳室等の小部屋への空調設備の設置をお願いいたします。

- 特に給食配膳室におきましては、夏季の作業でスタッフの熱中症等の体調不良を引き起こしかねない高温多湿な環境となります。
- また、衛生管理の観点からも、高温多湿の環境は食中毒のリスクを高めるほか、換気のために窓を開けることは、虫、枯葉、砂埃といった異物の混入原因となり、安心・安全な給食提供体制の維持を困難にします。
- 生徒の健康と安全な給食提供のためにも、給食配膳室への空調設備の早期設置を切にお願い申し上げます。

6. 授業用モニターの大型化またはプロジェクターの活用について

授業で使用するテレビモニターに関して、後方座席の生徒から画面に映し出されている内容が見えづらいという意見が多数寄せられています。これは、学習機会の公平性を損なう懸念があります。

- モニターの大型化、あるいはプロジェクターの使用など、生徒全員が円滑に視認できるような視聴覚環境の改善をお願いいたします。

7. 冷水機上部の屋根延長による衛生・劣化対策について

この度のウォータークーラー（冷水機）の設置につきましては、生徒一同大変喜んでおり、感謝申し上げます。

しかしながら、廊下に設置された冷水機の一部において、上部に屋根がないため、機器が雨ざらしになっています。この状態では、衛生面の懸念が生じるほか、機器の劣化進行を早める恐れがあります。

- 冷水機の機能を維持し、衛生的に利用するため、上部屋根の適切な延長をお願いいたします。

8. プール内壁及びプールサイドの補修について

- プール内壁に浮き上がっている箇所があること、またプールサイドのマットが剥がれている箇所や亀裂が入っている箇所があり、生徒の転倒や怪我に繋がる危険性がございます。
- 生徒が安全に水泳の授業に臨めるよう、早急な補修をお願いいたします。

以上

令和7年12月19日

国立市長 濱崎真也 様

会派公明党 幹事長 青木淳子
香西貴弘
山口智之

物価高騰対策に対する要望書

政府は物価高騰を乗り越えるための「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を2025年補正予算に盛り込まれました。

そこで、国立市においてもこの交付金の活用を下記の通り要望いたします。

記

1、低所得世帯を中心に幅広い経済支援

特に影響の大きい住民税非課税世帯及び住民税均等割りのみ課税世帯を中心に全世帯を視野に入れた上でへの早急な現金給付を求める。

2、福祉事業者への支援

医療・介護・しょうがい者施設等の福祉事業者に食料品価格等の高騰分に対して支援を求める。

3、農業者への支援

肥料類価格高騰分に対しての支援を求める。

4、消費に係る市民及び市内事業者への支援

デジタル地域通貨を含むキャッシュレス決済へのポイント付与及びポイント還元を行い消費の下支えと商工業の活性化への支援を求める。

以上